

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第12回本部員会議

次 第

日時 令和2年4月23日（木）

14時00分から

場所 県庁12階 特別会議室

1 開会

2 議題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応等について
- (3) 岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について
- (4) 岩手県における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置及び事業者支援策について
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策（第2弾）について
- (6) その他

3 閉会

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）

I. はじめに

- 本専門家会議は、4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、都市部を中心にクラスター感染が次々と生じるなど患者数が急増し、医療供給体制が逼迫しつつある地域があること、継続的に注視すべき状況にあること等を指摘した。
- その後、4月7日には、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出された。
- 4月16日には、上記7都府県と、同程度にまん延が進んでいると考えられる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県との合計13都道府県が新たに「特定警戒都道府県¹」として指定されるとともに、それ以外の34県についても、
 - ① 都市部からの人の流れで、都市部以外の地域に感染が広がりクラスター感染が起きたこと、
 - ② そうした地域では都市部に比べ医療機関などの数も少なく感染が広がれば医療機能が不全に陥る可能性が極めて高いため、先手先手の対策を打つ必要があること、
 - ③ 4月7日の緊急事態宣言発出後、多くの国民の方が求められる行動変容に協力していただいたが、未だ改善の余地があること、
 - ④ 我が国における更なる感染拡大を抑制するためには全都道府県が足並みを揃える必要があること、などの観点から、緊急事態宣言の対象とされた。
- 今般、前回の提言から3週間が経過したこと等を踏まえ、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

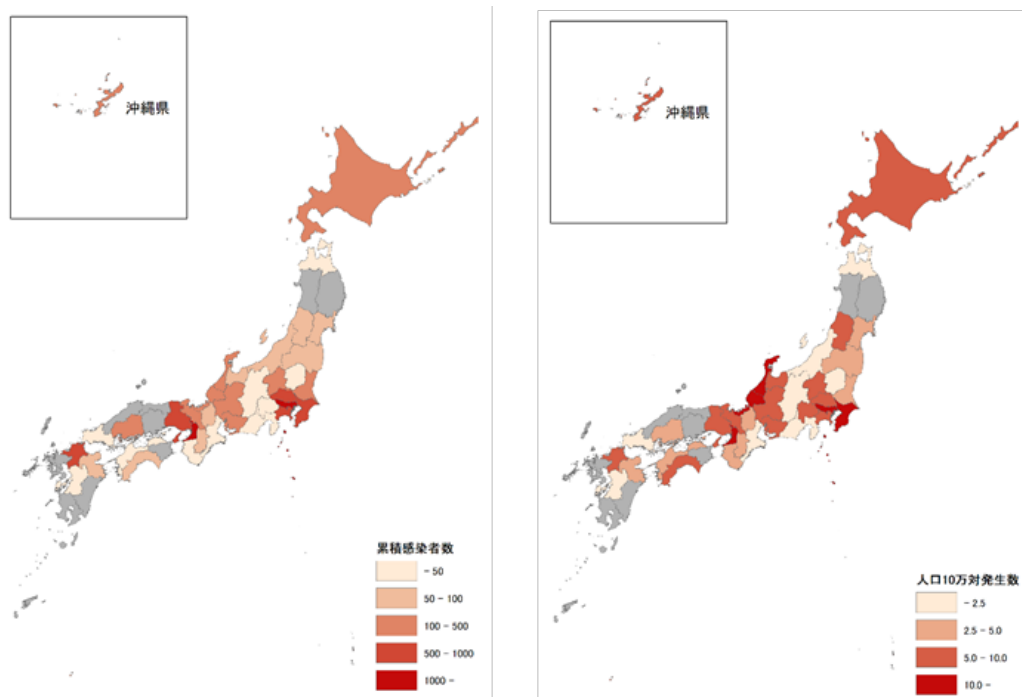
II. 現状と課題**1. 国内の状況等**

- 現在の全国的な状況については、
 - ・新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、1日の新規感染者数は455人にのぼっており、累積感染者数は4月20日には10,200人を超えるに至った。

1 特定警戒都道府県：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある地域として指定。4月16日に変更された基本的対処方針では、これらの地域においては、外出自粛の要請に加え、施設利用の制限、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の強力な推進等を実施することされている。また、特定警戒都道府県以外の34県においては、施設利用の制限等の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事の実施について、判断を行うものとされている。

- ・特に、特定警戒都道府県の増加が全体の7割強を占めており、累積患者数は東京都が2,984人、大阪府で1,162人となり、このうち、感染源（リンク）が分からない患者数の割合は、約8割にのぼった。
- ・さらに、それ以外の34県でも感染者数の増加を認めている地域があり、集団発生の契機として東京都を含む都市部との間での人の移動に伴うものが多かった。

【図1. 累積患者数（左）と人口10万対患者数（右）】



※ 4月17日までに感染が確定した都道府県別患者数をもとに計算。グレーは累積患者数が20人未満の都道府県

- 海外からの感染に起因したと考えられる国内発生例を確定日別にみると、3月22日、23日頃には4割近くを占めていたものの、4月1日から4月20日では0.65%程度に低下している。
- また、4月21日現在の諸外国の累積死者数については、アメリカ41,872人、イタリア24,114人、スペイン20,852人、フランス20,265人などとなっている一方で、我が国では244人が報告されている。諸外国と比較すると累積死者数が少ないが、増加の一途をたどっている。

2. 行動変容の状況等

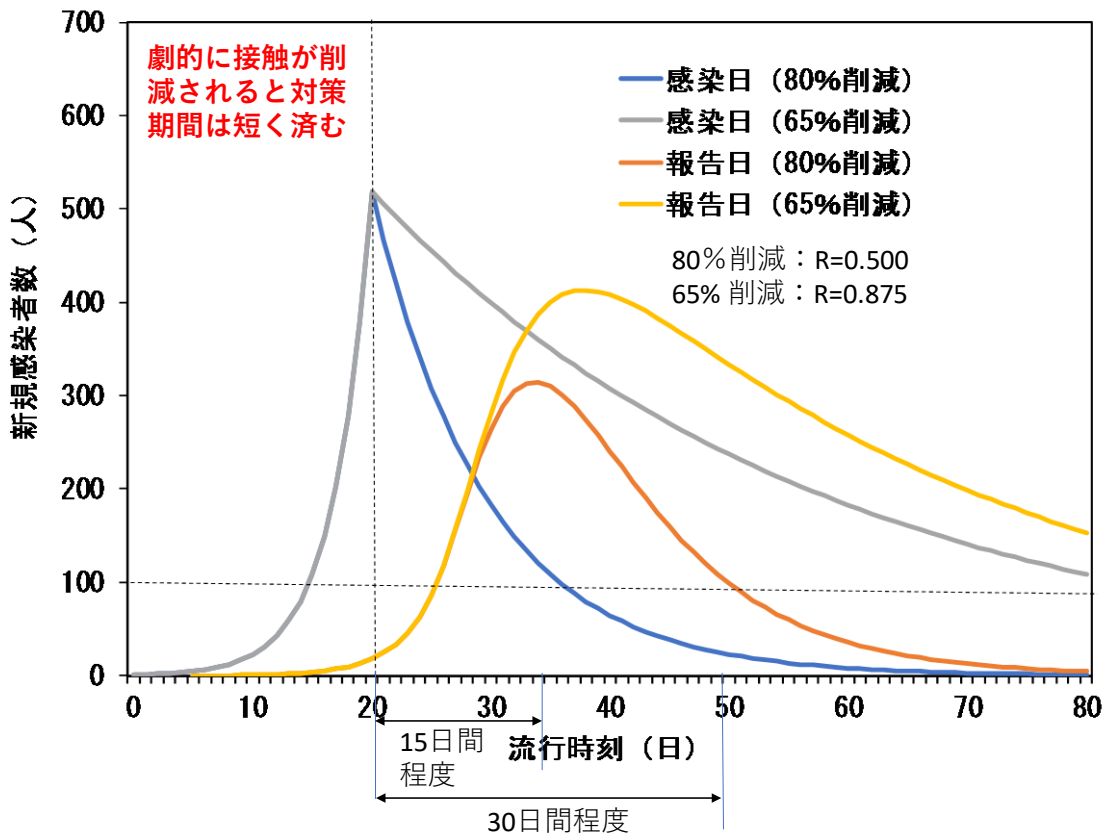
(1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割の削減

- これまでの対策では、「3つの密²」を徹底して避けることを周知してきた。加えて、

² 「3つの密」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。これらを回避することで、感染の

緊急事態宣言下においては、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として人と人との接触を削減することを通じて2次感染を劇的に減少させることが必要である。人と人との接触機会を8割削減するという目標は単に2次感染を減少させるために必要になるだけでなく、短時間で（例えば8割という劇的な削減であれば緊急事態宣言後15日間で）感染者数が十分な程度減少するためにも必要である。接触機会の8割削減が達成されている場合、緊急事態宣言後およそ1か月で確定患者データの十分な減少が観察可能となる。他方、例えば65%の接触の削減であると、仮に新規感染者数が減少に転じるとしても、それが十分に新規感染者数を減少させるためには更に時間を要する。なお、8割削減の達成ができた場合には、1か月後には、感染者数が限定的となり、より効果的なクラスター対策や「3つの密」の回避を中心とした行動変容で感染を制御する方法が一つの選択肢となり得る。不十分な削減では感染者を減少させる期間が更に延びかねないことを十分に理解した上で、できるだけ早期に劇的な接触行動の削減を行うことが求められる。

【図2. 接触が流行開始後20日目に削減された場合のシナリオ】



※ 流行対策開始前までは $R_0=2.5$ で感染者数が増加する。感染日別の新規感染者数は80%の接触削減により15日間で1日100人まで減少する（青線）。しかし、接触の削減が65%であると1日100人に達するには90日以上を要する（灰色線）。また、確定患者として報告されるにはおよそ2週間の遅れを要し、80%削減のとき1日100人に到達するには緊急事態宣言から約1か月を要する（オレンジ線）。黄色線は65%削減のときの確定患者数である。

リスクを下げられると考えられる。

○ 接触行動の変容は、主に2つの指標に基づいて評価をする予定である。その1つ目は、都市部などの人口サイズ（以下「人流」という。）そのものの減少を直接的に評価するものである。

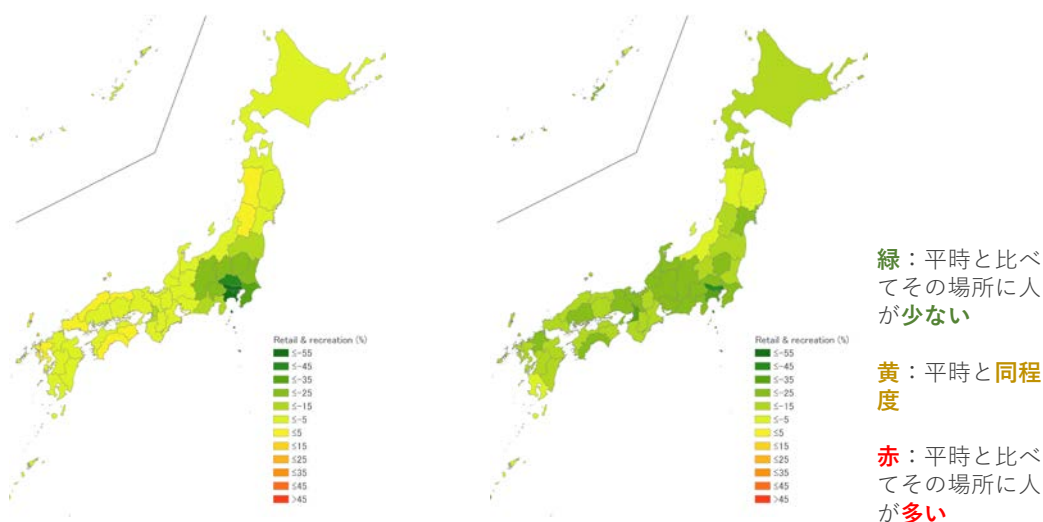
外出の自粛要請がなされ、テレワークが推奨される等によって、人流が減少するものと期待されるが、これは携帯電話の位置情報や公共交通の利用者数を活用した都市部における人口密度の減少をもって一定の評価が可能である。³

NTT ドコモによるデータでは、4月13日（月）から4月19日（日）までの1週間、1-2月のベースライン（平均値）と比較して渋谷駅周辺の日中時間帯で、平日は63.6%から65.2%の人口減、休日は77.6~77.8%の人口減を認めた⁴。

他方、ソフトバンク社のデータを活用したAgoopによる情報でも、4月18日（日）は東京都内の主要駅（東京、新橋、新宿、品川、六本木）において68.9%~87.3%の人口減少を認めている。また、携帯端末利用者に基づく日内変動を検討した結果、平日では午前7-9時と午後6-8時の通勤時間帯に利用者数が集積していた。さらに、東京都交通局都営地下鉄の利用者数は、改札通過人数に基づく利用者数情報によれば、4月8日（水）-10日（金）の利用者数は昨年同日に比して67~74%減となっており、4月11日（土）-12日（日）の休日は84-89%の利用者減となっていた。

Google社によるGoogle community mobility report（コミュニティにおけるヒト移動報告）によると、3月29日（日）と4月11日（土）の期間について、都心部を中心に娯楽施設の利用者数に減少を認めた。ただし、減少幅は30-50%台に留まっているものと考えられた。

【図3 3月29日（日）（左）と、4月11日（土）（右）の娯楽施設の利用者数】



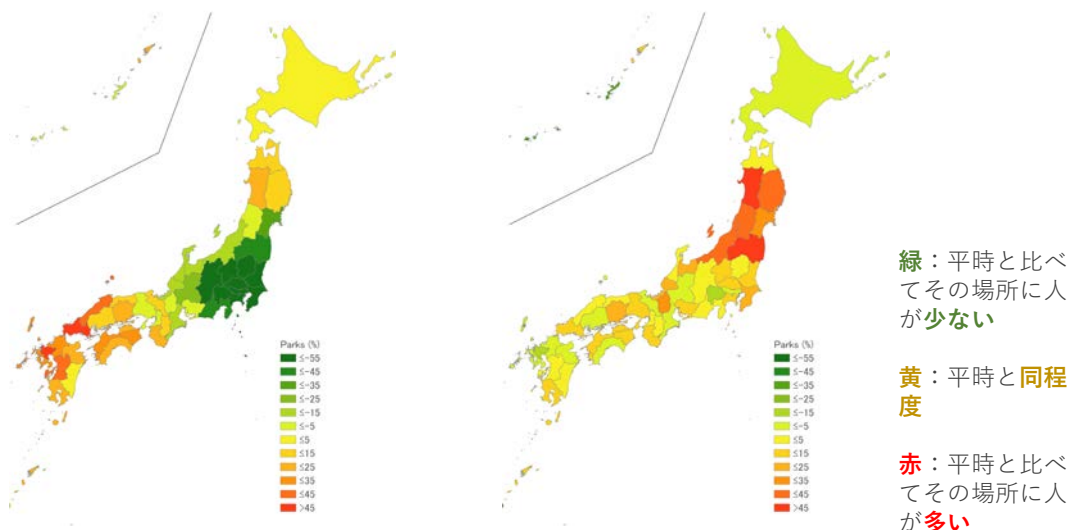
また、同様の比較を公園に関して実施したところ、4月11日（土）の東北地方を中

³ これらは個人情報を含まない携帯電話端末の位置情報を活用した人口変動データに基づいている。

⁴ 同様のことを梅田駅周辺でみると、平日は67.7%から71.6%の人口減、休日は84.1~86.9%の人口減を認めた。

心として平時よりも利用者数の増加を認めた。こうした屋外環境における実際の人と人との接触については、その状況により必ずしも一律でないものの、注意喚起を要する局面が存在しうることが示唆された。

【図4 3月29日（日）と4月11日（土）（右）の公園の利用者数】



以上のように、地域メッシュ別にみた主要駅の状況からは、一時的な人口減少が十分ではないケースが平日においてより顕著であり、テレワークが必ずしも進捗していないことや、通勤時間帯の利用者数から時差通勤が進んでいないことなどがうかがわれた。地域別にみれば、東京都や大阪府などの都心部における娯楽施設、公園における人口密度の減少は顕著である一方で、地方ほど不十分であることが示唆された。

- 2つ目の評価は接触率（時間あたりの接触数）そのものであり、現在、その定量化に向けた検討を開始している。これは、社会全体で接触の機会を減らそうと努力いただいている中で、社会的な接触（その定量化に当たっては、例えば、身体的な接触や2～3文程度の会話によってカウントする。）が実際にどの程度だけ減少したかを評価しようとするものである。これは特定の地域（例．仕事場、会議スペース）でどれくらいの時間を他者と共有していたかを携帯端末の位置情報を基に推定する方法や、社会的な接触を日記のような形で記入してもらった結果を集計する方法により、推計することが可能となる。これらの評価方法の具体化に向けては、現在、厚生労働省クラスター対策班で検討を行っているところである。

（2）接触の削減やテレワーク等をめぐる問題

- 緊急事態宣言が発出されるに至った状況下で、市中での感染リスクへの対応の必要性や、不要不急の外出を控え、人と人の接触を減らすことの重要性を強調されているが、一方では、日常生活において接触を削減するための具体的な工夫が求められている。また、テレワークについては、働く方々が外出を控え、職場における人と人の接触を減らす効果が期待できることから、政府においても積極的な呼びかけ等が行われているが、いまだ平日における主要駅の人口減少が十分でないケースもあるなど、テレワ

ークの取組が必ずしも十分に進捗していない状況が伺われる。

- さらに、現時点までに東京都を含む都市部への出張・人の移動を通じて地域で流行が発生する事例が後を絶たない。これは医療体制が必ずしも十分でない地域において突然にクラスターへの対応を強いることに繋がっており、看過することのできない状況にある。
- 具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩み、都道府県をまたいだ帰省や旅行により人の流れが生じ、感染が拡大したと考えられる。現在、大都市圏を中心に新型コロナウイルス感染症がまん延が見られる状況を踏まえると、今後、ゴールデンウィークを迎えるに当たり、こういった帰省や旅行による人の移動により、全国に感染が拡がるのが強く懸念される。また、スポーツ、文化、宗教、娯楽等の各種行事等を含め、大人数の集まる場所や、イベントを避けるということについて、更に徹底していくことが必要である。
- 外出自粛が要請されているなかで、公園やスーパーなどにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている。

(3) 偏見と差別について

- 医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必須とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を行う事例もみられる。
- こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、
 - ・ 感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせること
 - ・ 感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないこと
 - ・ 医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねないことなどの事態を生むおそれがある。

3. 医療等をめぐる現状と課題

(1) 医療提供体制

- 現在、全国的に感染が拡大する中、医療現場の逼迫が深刻になりつつある地域も増えている。特に、東京や大阪などの感染者が急増している大都市圏では、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図る一方で、無症候や軽症例については自宅待機やホテル等での受入拡大などを図るべく、懸命な努力が続けられている。しかし、感染者数の増加のスピードに追いついていない状況にある。
一方、医療基盤の弱い地方では、今後、さらに少ない感染者数の増加でも、早い時期に医療現場への圧迫が生じてしまうことが懸念される。

- また、入院を要する中等症以上の患者について、医療、感染対策の効率化という観点から重点医療機関を定めるよう都道府県に要請されているが、設置が十分には進んでおらず、医療機関の役割分担の検討と合わせ、都道府県知事の強いリーダーシップのもと早急に議論を進める必要がある。
- 患者受入れ調整のために必要な、地域の医療機関の病床の確保状況、空床情報などが見える化がなされていない。
- 本感染症の重症患者は長期管理を要し、病床を一定期間占有するため、医師や看護師、さらには高度機器を扱う臨床工学技士など多数の動員が必要であり、対応に当たる専門人材の確保が追いつかない状況にある。
さらに、N95 マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、ガウン等の個人防護具は、不足する施設も生じている。
- 最近、医療機関や介護施設等での大規模な院内感染・施設内感染が続発しており、その対策が急務となっている。一般の感染対策の徹底とともに、院内感染・施設内感染が発生した場合に、被害を拡大させないためにも、早期発見・早期対応が重要である。
一方で、院内感染・施設内感染が確認されると、報道などでその施設の責任を強く糾弾する風潮があり、迅速な報告が行われず、早期対応につながらない状況となっている。しかし、入院患者や施設入所者は、高齢で基礎疾患を有していることが多く、感染による重症化リスクが高いことを踏まえると、早期に院内感染・施設内感染を報告し、感染を拡大しないように対処することこそを推奨する空気を、社会全体で醸成していくことが求められる。

(2) PCR 等検査

- PCR 等検査 (Smart Amp、LAMP など新規に導入された検査手法を含む。以下同じ。) は、医師の判断により必要な者に迅速に実施されることが重要である。しかし、感染拡大に伴う検査ニーズの高まりに対し、帰国者・接触者相談センターの人手が絶対的に不足している、帰国者・接触者外来の体制が十分に確保されていない、検体採取を行う人員、PCR を実施する人員が不足している、などの状況にある。
- また、検査を実施する現場からは、検体採取時必要なスワブ、個人防護具 (PPE) などの資材や、PCR 等検査に必要な試薬類等の不足あるいは逼迫した状態を指摘する声が増しに高まっている。
- 都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR 等検査の実施体制の把握・調整等を図ることとされているが、十分な実施がなされていない。
- 検体の輸送に関しては民間輸送業者による受託もすでに開始されており、今後は検体採取から PCR 等検査の迅速な実施が期待される。

(3) サーベイランス

- 地域における感染状況を把握することは、今後の対策を行う上で極めて重要であるが、

広く一般に活用可能な血清抗体検査がないために、地域の感染状況を正確に把握することができない状況となっている。

(4) 治療薬等の開発について

- この感染症に対して、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは現時点で存在せず、確立した治療法も現時点ではない。中等症から重症へ急速に進行する症例も散見されるため、現在、緊急避難的な対応として、日本感染症学会「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版(2020年2月26日)」(第2版発行予定)をもとに、効果が期待される可能性のある治療薬について、医療施設内で所定の手続きをとり、患者の同意を取得したうえでの投与が行われている。
- さらに、「重症化する患者」の特徴や経過、薬剤投与後の経過などを明らかにすることを目的とした患者登録による観察研究(レジストリ)も開始されている。

(5) 医療の重要性に係る市民との認識の共有

- 医療機関の努力によって必要な病床数を確保できたとしても、院内感染による医療従事者の減少、さらに医療従事者とその家族に対する偏見や差別を原因とする医療従事者の離職、休診や診療の差し控え、財政悪化等などの複合的な要因によって、適切な医療が提供できなくなることが生じうる。今後とも、こうした事態の回避が求められる。
- 人工呼吸器や人工心肺装置など、限られた集中治療の活用について、今後、一部の医療機関では治療の優先度をつける必要に迫られる局面も想定されうる。ただし、現状では、限られた集中治療の活用をめぐる方針が存在せず、医療機関ごとに一任することとなっている。こうした状況下では、優生思想による判断が行われかねないという懸念も示されている。

4. 保健所業務、水際対策などの現状と課題

(1) 保健所等の現状

- 保健所の業務については、基本的対処方針で、「政府および地方公共団体は保健所の体制強化に迅速に取り組む」と明記され、厚生労働省の取組のみならず、総務省からも全庁的な対策を講じるよう依頼するなど、政府をあげた対策が講じられている。
- しかし、こうした対策を講じてもおお、現場の業務負荷とそれによる疲弊感はずさまじく、今後、更に相談件数や患者数が増加していくことも見据えて、人員の更なる追加に向けた知事部局の取組や、業務の外注、簡素化による負荷軽減、それに伴う経費の補充が不可欠となっている。
- また、感染症法上、入院勧告を受けた患者等の医療機関への移送は、都道府県、保健所設置市、特別区が行うことができるとされているが、実際の移送を担う保健所においては、入院勧告の手続、濃厚接触者のフォローアップや帰国者・接触者相談センターの対応など様々な業務を行っており、保健所が患者等の移送業務を行うことは現実的ではない。移送業務について、都道府県等との間の協定等に基づいて消防の救急

隊の協力を得ている自治体もあるが、保健所以外の機関による移送が進んでいない現状がある。

(2) 水際対策の現状と課題

- 本専門家会議では、3月17日に、入国拒否の対象となる地域からの帰国者は検疫時において健康状態を確認し、症状の有無を問わず、検疫所におけるPCR等検査を実施し、陽性者については検疫法に基づき隔離の対象とすることなどの要請を行った。
- その後、政府においても、こうした方針に基づく取組がなされるに至ったが、入国拒否の対象となる地域は、ヨーロッパ諸国、アメリカ、東南アジアなど世界73カ国に広がっており、現在は、連日、千件程度のPCR等検査が実施されている。
- これまでに空港検疫でPCR等検査陽性となったのは、3月1日以降の数値では、有症状者34例、無症状病原体保有者93例の合計127例（4月19日時点）となっており、水際対策として一定の成果を上げてきた。その一方、陽性者の割合は、4月以降低下傾向にあり、入国拒否の対象となる国を73カ国まで拡大した4月3日から4月19日までの検査では、20,296例中52名が陽性であり、割合は0.26%にまで低下してきた。諸外国でも厳格な行動制限などによる感染リスクの低下が背景にあると考えられる。
- こうした中、国内において緊急事態宣言が発出され、国内における新規感染者数の増加に伴うPCR等検査の拡充が求められる状況下にあっては、効率的な資源投入が行われているかを検討すべきではないか、との指摘もされている。
- また、直近までの陽性率を踏まえた数理モデルによる推計では、入国拒否の対象となる地域からの入国者全員の検査を実施した場合と、その中でも有症状者のみを選択的に検査した場合とを比較しても、大規模流行のリスクはほぼ異ならないものと考えられる。

(3) ICT (Information Communication Technology) の利活用に係る現状と課題

- 3月31日に内閣官房・厚生労働省・総務省より、外出自粛要請等の実効性の検証、クラスター対策として実施した施策の実効性の検証などを目的として、プラットフォーム事業者・移動通信事業者等が保有する、地域での人流把握やクラスター早期発見等の感染拡大防止に資するデータの提供について呼びかけがなされた。これに応じた事業者との協力のもと、顧客のプライバシー等を十分に保護したうえで、各省へデータ提供がなされ、人口変動分析、人流の減少率、交通関係の状況などが内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策 (corona.go.jp)」にて公開されているほか、施策の検証や分析に用いられている。
- 4月1日付の提言において、「様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきでは

ない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである」と述べたが、まだそのような議論の場は設けられていない。

- 公衆衛生政策への ICT 利活用は、新型インフルエンザ流行後に位置情報の適切な利用が議論された経緯もあるが、実現には至っていない。新型コロナウイルス感染症対策においては、社会経済活動の犠牲（移動の自由や営業の自由の制限）を最小化しながら、感染拡大を収束の方向に向かわせるため、また再流行に備えるため、様々な ICT 技術の活用を考えることは喫緊の課題である。諸外国の実例と議論を参考にとると、①調査・個別通知、②統計情報二次利用、③集計・公開の合理化、④接触追跡（Bluetooth アプリ、GPS 位置情報その他）、⑤健康管理・報告のアプリといった手法が考えられる。しかしながら、公衆衛生上の利益とプライバシーへの影響を比較考量し、倫理的、法的、社会的な問題を議論することが重要である。

（４）倍化時間について

- 倍化時間については、地域における感染者数の将来予測などに有用であるが、推計方法が分からない、との声も多い。

Ⅲ. 提言

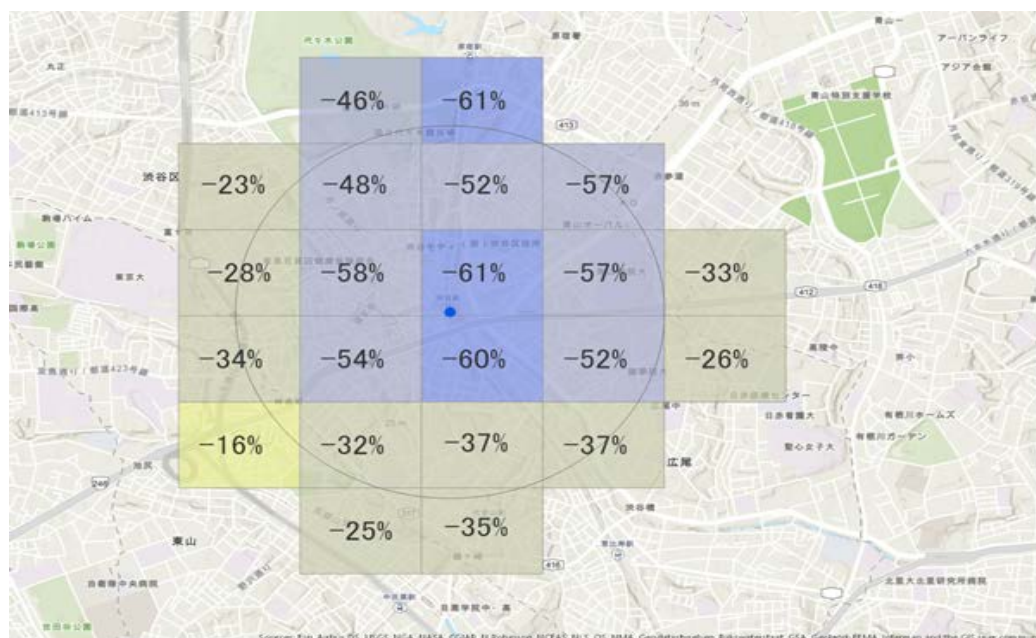
- ◎ 日本では、これまで、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするとともに、「医療崩壊防止」並びに「重症化防止」による死亡者数の最小化を図るため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という 3 本柱の基本戦略に取り組んできた。
- ◎ 既に、緊急事態宣言が発出された状況下においては、「③市民の行動変容」については、都市部を中心に市中感染のリスクが拡大している中、「3 密」に代表されるハイリスクの環境を徹底して回避するための行動制限に加えて、接触の 8 割を削減するという市民の行動変容をいかに徹底するかにより、まん延の区域の拡大を収束に向かわせることが求められる。
- ◎ また、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」については、医療機関の役割分担の促進、PCR 等検査の実施体制の強化、保健所体制の強化及び業務の効率化等に関し、都道府県知事等による更なるリーダーシップが求められる。
- ◎ 対策のフェーズが変わる中、まん延をいかに食い止め、「医療崩壊防止」並びに「重症化防止」による死亡者数の最小化を図っていくかに、力点を置きつつ、今後の対策の在り方について、以下のとおり提言する。

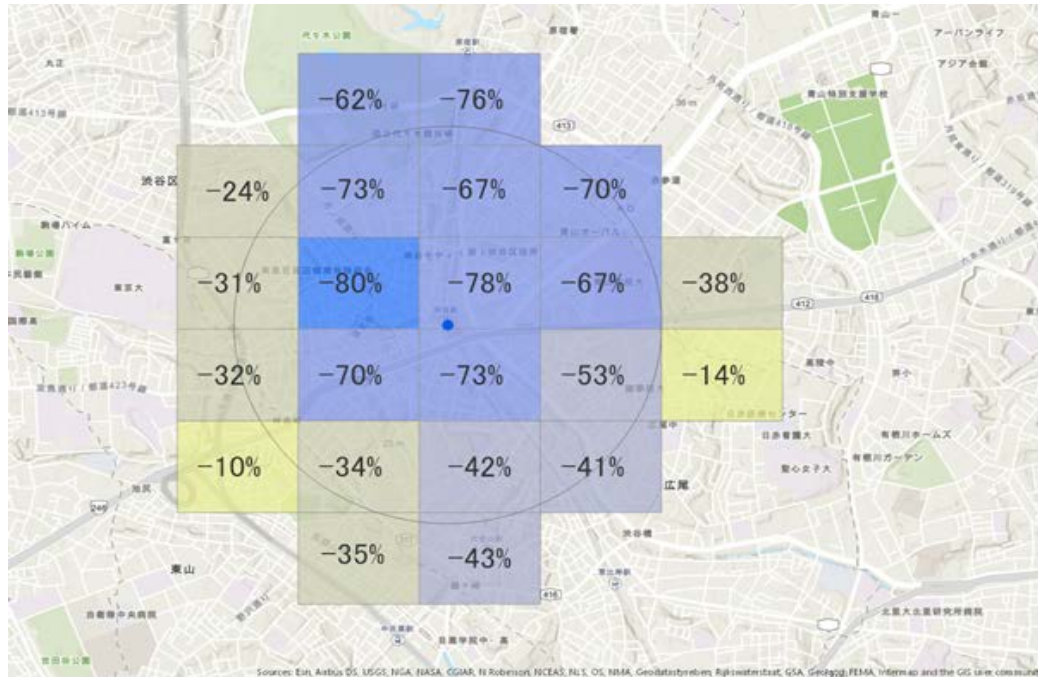
1. 行動変容の徹底について

(1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割の削減

- これまでに、人の移動は大きく減少したが、必要とされる人と人との8割の接触の削減が達成できたかどうかは現段階では確認できていない。確実に8割の接触削減をするためには、社会機能の維持に必須とされる者以外の労働者は、テレワークやシフトの変更等を徹底することを通じて、より一層の努力をいただきたい。また、今後の感染状況の拡大に応じて、更なる対応の可能性について取り得る選択肢の検討も必要である。
- 接触行動の変容の評価については、
 - ・ 都市部において、感染し得る者の人口減少に相当する人流評価に関する暫定的な評価では、各携帯電話会社・公共交通機関から内閣官房などにサマリーデータが提供される形で記述統計結果が公表されている。ただし、人口数の相対的減少の考え方（例：ベースラインをいかに設定するか）や、特異的な地域メッシュとして人通りの多い都市部を選択していること、全てのメッシュ人口における人流が評価されていないなど、いくつかの技術的課題を包含しており、今後、更に分析手法の改善を行った上で検討を継続することが必要である。
 - ・ 加えて、接触率（時間あたりの接触数）の減少に関して調査を開始しており、今後、その評価結果を専門家会議等の場を通じて公表をしていく。なお、以下に、暫定的な分析のイメージを示す。

【図5. 4月17日と1月17日を比較した渋谷駅周辺の接触の減少率（上：昼間、下：夜間）】





(参考) ある平日(4月17日)におけるベースライン(1月17日)と比較したときの、渋谷駅周辺の昼間(08:00-16:00)と夜間(16:00-24:00)の接触率の相対的減少に関する推定値。昼間は43.0%、夜間は51.1%の接触率の相対的減少が起こったと評価される。NTTドコモモバイルのデータを用い、時間の共有を根拠として「接触」と位置付け、統計学的推定を実施することによって定量化を実施した。

(2) 接触の削減やテレワーク等をめぐる対応

- まん延の拡大防止に向け、確実に、人と人との接触機会が8割程度低減されなければならない。このため、引き続き、不要不急の外出の自粛や、「3つの密」を避けるための取組の徹底等について、市民の皆様にご協力を求めていくことが不可欠である。また官公庁においても、職務に支障を来さぬよう、テレワークやオンライン会議等の実施に努めるとともに、必要なシステム変更や、予算配分等に努めるべきである。
- これまでに、外出禁止と都市封鎖(いわゆるロックダウン)を解除したところのある中国やシンガポールでは、日本において「3つの密」と表現しており実際にクラスターが発生する場となった環境(例えば、フィットネスジム、ライブハウス、夜間の接待飲食店など)を行動制限の解除後も休業とすることで2次感染防止を図っている。この結果、今までのところ、中国では大規模な再流行は発生していないと報告されている。今後、地域によって、感染者数の低減などが見込まれた際の感染予防戦略として、伝播が生じるハイリスクの場や地域間移動を伴うようなイベントなどについては、自粛などの要請を継続する可能性があることを関連する事業者は想定しておく必要がある。
- 高齢者への感染は重症化リスクが高いことに鑑み、高齢者との接触の際には細心の注意や対策を行うこと、また、高齢者自身も感染しないように気をつけていくことが

重要である。市民の皆様にご心がけていただきたいことは、

- ①手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の徹底、
- ②「3つの密」の徹底的な回避（人混みや近距離での会話、多数の者が集まる室内で大声を出すことや歌を避ける等）
- ③さらに、人と人の距離をとること（social distancing；社会的距離の確保、最近ではphysical distancing：身体的距離の確保とされるように言われており、以下「身体的距離の確保」という。）

④不要不急の外出の自粛（特に、日本国内における地域を超えた不要不急の移動の自粛）など、これまでも繰り返し伝えてきた基本的な行動の徹底

が基本である。これらの取組によって、ご自身への感染を防ぐとともに、大切な家族・友人・同僚や地域で生活する隣人・市民への感染拡大を防ぐことができる。市民の皆様には、引き続き、日常生活におけるもう一段のご協力を強くお願いしたい。

合わせて、当分の間は、緊急性を要する場合を除き、医療施設や福祉施設における面会、帰省などで高齢の両親、祖父母と接することを控えることをお願いしたい。

○ 加えて、人と人の接触機会を8割削減していくためには、それぞれの職場においても、

- ①オフィスでの仕事は原則として自宅でテレワークにする、
- ②例外的に出勤が必要となる職場でもローテーションを組むこと等により出勤者の数を最低7割は減らす、
- ③出勤する者については時差通勤を行い、社内でも人と人の距離を十分にとること（身体的距離の確保）、
- ④取引先などの関係者に対してもこうした取組を説明し、理解・協力を求める
- ⑤他方で、これらの努力を行った上でも、医療・物流・社会インフラ等現場で出勤を要する業務がある。その分、それ以外の業務における出勤を大きく減少させる必要がある。社会を維持するために出勤せざるを得ない人と自宅勤務が可能な人との間で分断を招くことのないよう、社会的な理解を深めていく、といった取組を進めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、今回の緊急事態宣言の期間だけではなく長期にわたって続く可能性があるため、以上の取組がいつでもできる体制を整えておくべきである。こうした取組は、感染症対策だけではなく、働き方改革を進めて、全ての人にとって働きやすい職場にすることにもなる。

○ さらに、このような出勤が避けられない職場においては、常に「3つの密」が同時に重なる場を避けるとともに、人と人の距離をとることを意識した上で、職場や職務の実態に応じて、

- ①換気の徹底
- ②接触感染防止（電話・パソコン等の共有をできる限り回避、こまめに消毒等）
- ③飛沫感染の防止（会議のオンライン化、咳エチケットの徹底、対人距離の確保（2m以上）等）

④風邪症状を有する者の出勤免除、安心して休暇を取得できる体制の整備
といった取組を着実に定着させていく必要がある。なお、雇用主においては、感染の疑いがあると判断される特段の理由があるわけではないような従業員に対し、PCR検査の結果を提出させることは適切ではない。

○ これらの8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人との距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのような行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべきである。
(参考資料1参照)

○ 外出自粛によってこれまでより人が増加する場（公園やスーパーや商店街など）において、管理者や事業者は感染リスクを評価し、リスクに応じた対策を行う。

- ・ 共通する対策としては、体調不良時の利用の控えと基本的な衛生習慣（こまめな手洗い、会話時の距離の確保、密集にならないように人が多い時間を避ける）の実践である。
- ・ 公園は、一律に閉鎖するのではなく、地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策についての使用者への協力を呼びかけることにより継続して利用ができることが望ましい。
- ・ 事業者はそれぞれの業界団体において事業の性質に基づいた感染リスクを評価し、対策を検討することが求められる。例としてスーパー、商店街の事業者が考慮すべき感染対策としては入店前後の手指衛生、人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、レジなどの行列位置の指定、混雑時の入場制限、一方通行の誘導、パーティションを対面の場所に設置するなどがある。

○ 事業者は、体調不良のある社員などに新型コロナウイルスの検査や陰性を証明する書類を求めることは避けるべきである。医療機関が陰性の証明を提供できる体制にないことや、陰性であっても、体調不良があれば感染している可能性は否定できない。体調不良があれば、休暇がとれるように配慮すること、また症状が継続するようなら受診して加療させる。

○ なお、外出自粛要請等を受けて臨時休業となる学校が増えており、子供たちが家庭で学べる環境づくりが重要となる。政府は、子供たちが、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などICT等を活用した家庭学習が行えるようにするとともに、最大限の感染拡大防止措置を講じた上で、学校等における学習指導の模索や学習状況の把握に努める必要がある。

(3) ゴールデンウィーク中の対応について

○ ゴールデンウィークにおいては、伝播が地理的に拡大している状況を鑑み、都道府県境をまたぐか否かに関わらず、人混みに出掛けて自らを接触のリスクに曝してしまう機会を厳に慎むことを求めたい。3月の三連休において、感染が拡大したと考えら

れることを踏まえ、不要不急の旅行、観光による感染拡大を防ぐため、市民・宿泊事業者がともに協力して取り組むことが必要である。流行の制御のために、各人が自宅で過ごし、不要不急の食料品の買い物等のみを、空いている時間帯に一人あるいは必要最小限の家族等のみで出掛ける、という状況を達成するのにご協力いただきたい。

- 特に、帰省などは、遠距離の人の移動と重症化するリスクの高い高齢者との接触が重なることから、重点的にメッセージを発出すべきである。

(4) 偏見と差別の解消に向けて

- 感染症に対する偏見や差別、特に、医療・福祉従事者をはじめとする社会のために働く方々に対する偏見や差別は、絶対にあってはならない。全ての市民に対して、早急に感染症や感染予防に関する知識を提供する必要がある。
- 市民に対して、偏見や差別を防止するための啓発を進めることが必要である。本感染症に対する偏見や差別の解消に向け、
 - ・ 誰もが感染しうる感染症だという事実
 - ・ 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実
 - ・ 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル
 - ・ 医療従事者をはじめとして本感染症への感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意といった事柄について、市民に啓発する活動を展開することが求められる。
- 法務省や地方公共団体では、本感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けている。相談窓口についての周知をよりいっそう強化し、利用を促すべきである。

2. 医療提供体制の今後の在り方

(1) 医療機関の役割分担、病床・宿泊療養施設の確保

- まず、何よりも、重症者・中等症者に対する病床を確保するために、現在、東京都、神奈川県、大阪府など一部の都道府県でしか定めていない、これらの患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を、全都道府県で速やかに設定すべきである。
- 特に、重症者に対する医療体制は人工呼吸器などの医療機材の問題よりも、そのような集中治療を行える人材の養成が最も重要である。できるだけ短期間でそのような人材を養成できるようなプログラムを整備すべきである。
- 特に、病床数が逼迫している都道府県については、必要に応じ医療機関に対し不要不急の受診や予定入院・予定手術の延期の要請を行うなど空床確保に努めるべきである。また、重症者・中等症者の増大に伴い、入院施設が逼迫している都道府県においては、

必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定められている「臨時の医療施設」の枠組みを用いることも視野に入れ、早急な対応を講ずるべきである。

- さらに、無症候例・軽症例の自宅療養には様々な困難が予想される場合も多いので、療養先となるホテルなどの施設の確保と具体的な準備を、まだ感染者がそれほど多くない都道府県も含め、迅速に行う必要がある。また、症状が改善した無症候例・軽症例について、病床の確保状況等を踏まえ、自宅や施設における療養への移行を強く求める必要がある。
- こうした医療機関の役割分担の確立にあわせて、各都道府県の受入れ本部において、新型コロナウイルス感染症の患者を診察する医療機関に対する支援や患者の移送、受入れ調整、空き病床の見える化などを行うために、災害医療コーディネーター、DMAT等の災害時の対応に精通した医師を地域の実情に応じて配置するなど、スムーズな移送調整を行える体制を整備すべきである。
- 医療機関では、院内感染を防ぐために感染管理を徹底する。院内感染の可能性が生じた場合には直ちに保健所と相談し、また保健所や自治体は、必要に応じて、速やかにFETP又はFETP修了生など感染症、疫学に関する専門家並びに感染制御に関する専門家による助言を依頼する。また、院内の医療体制を維持するため、地域の職能団体やDMAT、JMAT、災害支援ナースなど様々な仕組みを活用すべきである。
- 院内感染を防止するためには、都道府県及び医療機関は、必要に応じて適切にPCR等検査を実施できる体制を整えなければならない。加えて、都道府県は、医療従事者や入院患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、当該医療機関が十分に機能を維持できるよう、医療機関に対して職員の就業制限等に関する勧奨や指導は科学的に最小限かつ妥当な範囲とし、過度の勧奨や指導を行わないようにすべきである。

さらに、手術（挿管を伴うもの）や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師が感染を疑う場合には、PCR等検査が実施できる体制が望まれる。その際、これまでのRT-PCRの十分な活用に加え、病院内でLAMP法、Smart Amp法などの迅速検査が実施可能な体制を整備することも有効な対策となりうる。
- 今後増加すると思われる小児の医療は、成人と異なる点が多々あり、政府は、日本小児科学会などの意見を聞きながら、早急に診療体制の整備を進めることが必要である。

(2) PCR等検査体制の拡充について

- 都道府県等は、地域の医師会等と連携して帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注や委託の推進により、できる限り保健所の負担を縮小化できるよう工夫する。また、政府及び都道府県等は、検体の送付先として、民間検査機関の更なる活用を推進する。
- 都道府県等は、地域の医師会等と連携して、保健所を経由しなくても済むように、帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注を推進するとともに、大型のテントやプレ

ハブ等の設置や地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、地域の実情に応じた外来診療体制を増強する。(参考資料2参照)

併せて、人材の確保に当たっては、一般社団法人 日本臨床検査技師会などにも応援を要請する。

なお、帰国者・接触者相談センターや、帰国者・接触者外来の名称については、市民に分かりやすく周知するため、地域の実情に応じて、「新型コロナ受診相談センター」や、「新型コロナ紹介検査外来」などの呼称を用いることも検討するべきである。

- PCR等検査の速やかな拡充に向けて、知事主導で、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、検査の実施体制の把握・調整等を行う。また、今後、帰国者・接触者相談センターを経由しない検査の増加が予想されることから、都道府県等は、帰国者・接触者外来並びに（保健所が関与しない）検査センターにおいて、検査陽性が判明した際にその振り分け（宿泊施設あるいは自宅における健康観察、体調が変化した場合の入院の誘導）を担える体制の整備を図っていくことが不可欠である。
- 参考資料2に示したとおり、医師が感染を疑い、重症化リスクを考慮して検査が必要と認める場合には、行政検査だけでなく保険診療による検査も活用して、遅滞なく確実に検査ができる体制は確保した上で、速やかに検査を実施すべきである。なお、無症状の濃厚接触者などについては、まずは2週間の健康観察を指示するなど、医学・公衆衛生上の必要性を踏まえた対応を行っていく。一方、都道府県等においては、速やかにPCR等検査体制の拡充を図っていくことが求められる。
- 患者数が大幅に増えた地域等では、医療機関や高齢者施設におけるクラスターに対応する場合等における検査を優先させることが必要である。このため、院内感染や施設内感染が疑われる場合には、疑い患者や感染者が発生した際の濃厚接触者の検査を優先的に実施できる体制を準備する。
- PCR等検査対象者については、重症化リスクの高い人（肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また、高齢者、基礎疾患のある方）は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談という旨を市民に周知すること（参考資料2）。

(3) 都道府県知事等による更なるリーダーシップの発揮

- 緊急事態宣言が発出された今、上記(1)の医療機関の役割分担の促進、上記(2)のPCR等検査の体制強化、下記3(1)で後述する保健所の体制の強化、業務の効率化、関係機関との連携等については、都道府県知事及び保健所設置市長・特別区長の今まで以上の強いリーダーシップが求められる。
- 上で述べる3つのテーマ、「空床状況の見える化・PCR等検査の体制強化など・保健所体制の強化及び業務の効率化等」について、更に地域の感染状況の把握については、これらの自治体の長が地域における実務リーダーを指名し迅速に進めることを期待したい。

○ また、感染状況の共有などについても、都道府県及び保健所設置市・特別区にこれまで以上の連携をお願いしたい。

○ 更に下記3（1）で述べる如く、感染者などの救急車による搬送などについては、知事がリーダーシップを取り、消防機関を所管する市町村長や民間事業者の協力を得る必要がある。

（4）感染防護具、検査試薬、検体採取スワブ等の確保

○ 政府は、医療現場で危険と隣り合わせで過酷な診療に従事する医療者のために、感染防護具等の確保、検査試薬、検体採取スワブ等資材の安定確保に向けた最大限の努力を図るとともに、必要度に応じた適正な配分に努めていくべきである。

（5）地域の流行状況を把握するためのサーベイランスの拡充

○ 新型コロナウイルス感染症の正確な国民の感染状況を確認し、適切な対策につなげるため、政府は、現行のサーベイランスに加えて、新型コロナウイルス感染症の国民に対する潜在的な感染状況を確認し、適切な対策につなげるため、政府は本ウイルスの抗体保有状況に関する調査研究を早急に進めるべきである。

（6）治療薬等の開発について

○ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発に引き続き鋭意取り組む必要がある。特に、重症化を少しでも防ぎ、一人でも多くの命を救うため、効果が期待されている治療薬については、観察研究及び治験等を通じエビデンスの集積を急ぎ、一刻も早い薬事承認を目指すことが重要である。しかし、迅速に進んだとしても、薬事承認までには一定の時間を要するため、今後新たな抗ウイルス薬候補が報告された際には、副作用などを慎重に検討しつつも、迅速に臨床での使用を検討することが求められる。

○ 現在、緊急避難的な対応として、医師の判断によって行われている治療薬の投与は、日本感染症学会「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版（2020年2月26日）」（第2版発行予定）の見解をもとに、医療機関内で所定の手続きをとり、患者の同意を取得したうえで、引き続き継続すべきである。重症化するリスクの高い患者に対しての適切な治療薬の選択及び重症化する前の投与は、研究として行われるべきである。また、患者から要望があったとしても、既存薬やサプリメントのやみくもな投与等は避けるべきである。

○ 政府は、既存薬を適応外使用する事例については、患者登録による観察研究（レジストリ）を引きつづき推進するとともに、治験や臨床研究の参加に関しても、多くの医療機関の協力を促すべきである。

また、治療薬開発への社会的な期待が強いなかで行われる研究開発であることから、研究結果が歪められたものとならないよう、細心の注意を払って進める必要がある。

○ 重症な症状が出現する前にその予兆を示唆する重症化予測マーカーについても、研究班を立ち上げ、その結果を早急に取りまとめ、臨床現場で活用できるように検討するべきである。

(7) ゴールデンウィーク中の対応について

- 本年は、ゴールデンウィーク中も患者が一定程度発生し続けることが見込まれ、更に地域によっては、この期間に急激な感染者数の増加が起こり得る。このため、地域の医療機関に相当な負担をかけることになる。このため、都道府県、地域の医師会及び医療機関は、大型連休期間中の新型コロナウイルス感染症患者の診療・治療体制について、輪番制を検討するなど、予め準備・構築に取り組んでいただく必要がある。

(8) 医療の重要性に係る市民との認識の共有

- 市民にできることは、医療従事者とその家族に対する偏見や差別を原因とする医療従事者の離職、休診や診療の差し控え等が生じないよう、本感染症を正しく理解することである。政府は、医療従事者やその家族が利用できる人権相談の窓口を設け、幅広く啓発をすべきである。
- 人工呼吸器や人工心肺装置など、限られた集中治療の活用をめぐる方針については、学会が中心となって、緊急事態に限った倫理的な判断を多様な立場の人々の意見を取り入れて、更に議論を進めるべきである。

3. 保健所支援、水際対策等の今後のあり方

(1) 保健所体制の強化及び業務の効率化等について

- 都道府県知事、保健所設置市長・特別区長のリーダーシップの下、保健所の体制を強化するための人材の確保するべきであり、在宅保健師、退職した保健師・看護師などに応援を依頼する。こうした支援は、単なる声かけに留まらず、現に、実効あるものとしていくことが求められる。そのための財政支援も、必要に応じて国が行うべきである。
- また、感染が疑われる方の救急搬送や転院搬送を含む患者の移送について、知事がリーダーシップを発揮して、消防機関を所管する市町村長や民間事業者の協力を得るべきである。その際には既存の救急医療の仕組みを活用し、業務が集中している保健所以外の機関が移送を可能な限り行うようにすべきである。また、感染拡大防止について技術的な支援が必要となるが、保健所だけで担うことは困難な地域が多いと考えられるため、地域の感染症の専門家の協力を得るべきであり、こうした活動を関係省庁が連携して支援すべきである。
- 都道府県、保健所設置市・特別区は、帰国者・接触者相談センターの外注や委託をはじめとして、検査で陽性が判明した際の患者の振り分けなどに要する保健所の負担の軽減に努めるべきである。
さらに、検体の輸送に関しては、民間輸送業者を活用することにより、保健所業務の軽減が可能となることから、その積極的な活用が図られるべきである。
- 緊急事態宣言下で、感染経路不明の感染者数が拡大傾向にある地域では、実質的に、全ての陽性者について、行動履歴調査を含む重点的な積極的疫学調査を行うことは現実的ではない。このため、それぞれの地域の実情に応じて、確認されているクラスターへ

の対策や、院内感染・施設内感染の探知、メガクラスターへの対応など、効率的な対策の実施を図っていく必要がある。

- なお、緊急事態宣言下の接触機会の低減等により、感染者が一定程度にまで抑えられた場合は、その段階で、また従来の積極的疫学調査による、クラスター特定と介入の対策を行うことを想定する。
- 政府は、患者報告をはじめ様々なデータの入力・提供業務につき、様式や報告事項の簡素化を進めるとともに、登録システムの多重化等にも配慮しつつ、民間活力も活用し、より効率的な新たな ICT システムの導入も含めて検討する。

(2) 水際対策の今後のあり方

- 今後は、国内における新規感染者数の増加、水際対策における陽性率の動向を踏まえつつ、国内における試薬、スワブ、防護具など PCR 等検査に必要な資源の効率的、かつ効果的な使用を目指す必要がある。このため、政府においては、
 - ① 入国拒否の対象となる国・地域におけるまん延の状況
 - ② 入国拒否の対象となる国・地域におけるまん延防止策の取組状況（いつから、どの程度の期間、ロックダウン的取組が講じられているか等）
 - ③ 当該国・地域からの入国者の陽性率の推移などを把握した上で、国内のまん延状況や科学的な有効性も踏まえつつ、PCR 等検査の実施対象を有症状者に限定する等の選択肢も含め、より効率的・効果的な水際対策を進めるべきである。

(3) ICT の活用等

- 個人情報とプライバシーにかかわる専門家を集めたうえで、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携しながら、倫理的・法的・社会的観点からの議論を行い、実施の条件や適切なガバナンスについて助言する仕組みを構築していくべきである。

(4) 倍化時間の算定方法について

- 各都道府県が倍化時間の推計を行うことができるよう、その算定方法について、考え方、算出方法に係るマニュアル、算式のエクセル等の作成を行い、ホームページ等に掲載すべきである。

IV. 終わりに

- 専門家会議としては、引き続き、緊急事態宣言下における現行の行動変容に対する評価を進めていくとともに、今後、5月6日の緊急事態宣言の期限に向け、現状や対策についての分析を進める。
- その際、現行の行動変容の評価に加え、我が国における感染状況、医療提供体制をはじめとする各対策の状況、海外における行動変容の移行に関する例など、様々な要素

を総合的に勘案するものとする。

以上



人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
 新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。


1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
 または**少人数で**
すいている時間に

3 ジョギングは
少人数で
 公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**
 定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
 通勤は医療・インフラ・
 物流など社会機能維持
 のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましよう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
 も、同様に重要です。

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

1 国内の感染者の状況

(1) 全国の状況(チャーター便帰国者を除く)

R2. 4. 22 12時現在 (人)

	PCR 検査 陽性者	うち無症状者	うち有症状者		うち症状有無 確認中
				うち死亡者	
国内事例	11,350	660	7,050	277	3,640

(2) 東北地域の状況

R2. 4. 22 12時現在 (人)

自治体	4/3 (金) 時点	4/10 (金) 時点	4/17 (金) 時点	4/22 (水) 時点
青森県	11	14	22	22
秋田県	9	11	16	16
岩手県	-	-	-	-
宮城県	13	36	75	84
山形県	1	27	50	64
福島県	9	33	49	64
合計	43	121	212	250

2 これまでの対応状況

(1) 国の対応

- 1月6日 ・ 各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請
- 1月7日 ・ 各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出
- 1月16日 ・ 国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出(通常の感染対策の呼びかけ等)
- 1月21日 ・ 関係閣僚会議を開催
- 1月30日 ・ 「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」(本部長:首相)を設置
・ 全国知事会が「**新型コロナウイルス緊急対策会議**」を設置
- 1月31日 ・ **WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言**
・ 外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「**渡航自粛**」に引き上げ(湖北省は渡航中止勧告)
- 2月1日 ・ 新型コロナウイルス感染症を「**指定感染症**」等に指定する政令施行
・ 出入国管理法に基づく入国規制の実施(湖北省発行旅券を所持する者及び14日以内の湖北省滞在者)
・ 都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請

- ① 次医療圏毎の「帰国者・接触者外来」の設置
 - ② 「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う「帰国者・接触者相談センター」の各保健所への設置
- 2月13日
- ・ 新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「浙江省」を追加
- 2月16日
- ・ 感染症対策専門家会議を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議
- 2月19日
- ・ 第2回感染症対策専門家会議を開催し、患者が増加する局面を想定した対応について協議
 - ・ 相談・受診の目安について協議
- 2月24日
- ・ 第3回感染症対策専門家会議を開催し、感染対策の基本方針について協議
- 2月25日
- ・ 政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- 2月27日
- ・ 安倍首相が国の対策本部において、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から臨時休校するよう要請
- 2月29日
- ・ 安倍首相 記者会見（臨時休校やPCRの保険適用等について）
- 3月6日
- ・ 新型コロナウイルスに係るPCR検査の保険適用開始
 - ・ 都道府県に対し、新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えた時に備えた医療提供体制等の検討を要請
- 3月9日
- ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
（「新型コロナウイルス感染症対策の見解」を公表）
- 3月10日
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」
- 3月14日
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法施行
- 3月19日
- ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表）
- ・ 日本国内の感染状況は、引き続き持ちこたえているが、一部の地域では感染拡大が見られ、今後地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考えている。
 - ・ 現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという方針を続けていく必要がある、
 - ① クラスター（集団）の早期発見・早期対応
 - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
 - ③ 市民の行動変容

の3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならない。

3月19日 ・ 都道府県に対し、**新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備を要請**

- ・ 県内の患者受入れを調整する「**都道府県調整本部**」を各都道府県に設置。
(集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等により構成)
- ・ 厚労省において地方厚生局の区域を単位とする「**広域調整本部**」を設置。
- ・ **入院患者、重症者の受入医療機関の確保等**
- ・ **患者搬送体制**の確保 等

3月26日 ・ **新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に基づき、政府対策本部を設置**

3月28日 **新型コロナウイルス感染症対策本部**
「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」を決定

4月1日 ・ **新型コロナウイルス対策専門家会議**
(「**新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**」を発表)

- ・ 日本国内の感染状況は、今のところ諸外国のような、オーバーシュート(**爆発的患者急増**)は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、**医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が近々の課題**となっている。
- ・ いわゆる「**医療崩壊**」は、オーバーシュートが生じてから起こるものと解される向きもある。しかし、新規感染者数が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されている現状を考えれば、**爆発的感染が起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。**

・ **都道府県に関連する主な提言**

- ・ 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等を示すとともに、地域の医療体制の対応を検討する上で、**あらかじめ把握しておくべき事項**が示された。
 - ① 重症者数
 - ② 入院者数
 - ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
 - ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況
 - ⑤ 医療従事者の確保状況
- ・ **市民の行動変容**の取組強化
- ・ **重症者を優先**した医療提供体制の確保
- ・ **医療崩壊**に備えた市民との認識共有
- ・ クラスター対応する**保健所等の強化**

- 4月7日 ・ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の公表
- 4月7日 ・ 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、**緊急事態宣言**を発出
- 4月16日 ・ 4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を、7都府県から**全都道府県に拡大**

(2) 県の対応

- 1月9日 ・ 県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請
- 1月21日 ・ 県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施
- 1月24日 ・ 県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請
- 1月25日 ・ 上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施
～
2月8日
- 1月29日 ・ 感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認
- 2月2日 ・ 厚労省からDMATに対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から1名が2日間対応
- 2月5日 ・ 「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取り組み等を情報共有
- 2月6日 ・ **第2回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認
- 2月7日 ・ 「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議
- 2月8日 ・ 「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始
- 2月10日 ・ 県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等による「連絡会議**」を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有
- 2月11日 ・ 「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議
- 2月18日 ・ **岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部**を設置し、第1回本部員会議を開催
 - ・ **第2回専門委員会**開催
(新型コロナウイルス感染症対策に係る県内の医療体制について)
- 2月22日 ・ **第3回医療連絡会議**を開催し、患者が増加することを想定した医療体制について協議
- 2月26日 ・ **県対策本部第2回本部員会議**開催

- 3月6日 ・ 県対策本部第3回本部員会議開催
(知事から「県民の皆様へのメッセージ」発出)
- 3月13日 ・ 県対策本部第4回本部員会議開催
(国の緊急対応策第2弾を踏まえた対応方針について)
(新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案の内容について)
- 3月17日 ・ 第3回専門委員会開催
(新型コロナウイルス感染症対策に係る課題と今後の対応等について)
- 3月23日 ・ 県対策本部第5回本部員会議開催
(国の緊急対応策第2弾を踏まえた補正予算について)
- 3月26日 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づき、**県対策本部を設置**
- 3月28日 ・ 県対策本部第6回本部員会議開催
(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県対策本部の設置について)
- 3月30日 ・ 県対策本部第7回本部員会議開催
(新型コロナウイルス感染症に係る対応等について)
- 4月3日 ・ 県対策本部第8回本部員会議開催
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(素案)について)
- 4月8日 ・ 県対策本部第9回本部員会議開催
(新型インフルエンザ等緊急事態宣言について)
- 4月10日 ・ 県対策本部第10回本部員会議開催
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)
- 4月14日 ・ 県と市町村との意見交換会開催
(県内で感染者が発生した場合の具体的な対応策に係る市町村への情報提供等)
- 4月14日 ・ 第1回岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会開催
(新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の素案について)
- 4月17日 ・ 県対策本部第11回本部員会議開催
(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)

(3) 県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

ア 開設日

令和2年2月8日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日 9時00分～17時00分	各県保健所(9か所) 盛岡市保健所
全日(土日・祝日を含む) 24時間体制(2/19～)	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数

相談 対応日	2/8土 ～ 4/15水	4/16 木	4/17 金	4/18 土	4/19 日	4/20 月	4/21 火	累計
各保健所	3,298	171	208	28	26	251	153	4,135
医療政策室	909	27	15	27	37	19	8	1,042
合計	4,207	198	223	55	63	270	161	5,177

エ 主な相談内容

- ・ 病院を受診して風邪薬を処方されたが、症状が改善されない。いつまで様子を見れば良いのか。
- ・ 発熱は無いが、ここ最近ずっと息苦しさが続いており、不安だ。

(4) 県内の一般相談窓口への相談状況

ア 開設日

令和2年1月21日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日 9時00分～17時00分	各県保健所（9か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）9時00分～21時00分	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数（件数の計上は2月8日から）

相談 対応日	2/8土 ～ 4/15水	4/16 木	4/17 金	4/18 土	4/19 日	4/20 月	4/21 火	累計
各保健所	2,671	172	89	4	7	91	54	3,088
医療政策室	694	39	78	36	17	67	39	970
合計	3,365	211	167	40	24	158	93	4,058

エ 主な相談内容

- ・ 知事から「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛」のメッセージが出たが、接客業の線引きがあいまいで判断できない。
- ・ 葬儀のため首都圏から帰県したいが、念のためPCR検査を受けられないか。

(5) 新型コロナウイルスの検査状況

これまでの検査状況（全て陰性）（4月22日 21時現在）

検査結果 判明日	2/13 ～ 4/16木	4/17 金	4/18 土	4/19 日	4/20 月	4/21 火	4/22 水	合計
行政検査件数	205	18	4	2	6	14	15	264
民間検査件数	7	0	0	0	0	0	0	7
合計	212	18	4	2	6	14	15	271

(6) 医療用マスクの医療機関への提供状況について

提供元	申込日	提供枚数	配分先	提供日 (寄付のあった日)	備 考
厚生労働省	3月18日	40,000枚	岩手医科大学	3/18,27 4/3,10	
県・市町村在庫分	3月16日	46,150枚	岩手県医師会(診療所)	3月16日	
			指定医療機関等	—	
国省庁備蓄分	3月16日	41,100枚	指定医療機関等	3月17日	
			岩手県医師会(診療所)	3月23日	
第1弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	3月19日	208,000枚	指定医療機関等	3月27日	
			一般医療機関		
			岩手県医師会(診療所)		
			岩手県歯科医師会(診療所)		
			岩手県薬剤師会(薬局)		
岩手県競馬組合からの寄付		1,800枚	指定医療機関等 一般医療機関を想定	(3月24日)	
第2弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	3月31日	208,000枚	指定医療機関等	4月7日	
			一般医療機関		
			岩手県医師会(診療所)		
			岩手県歯科医師会(診療所)		
			岩手県薬剤師会(薬局)		
			岩手県医療局		
第3弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	4月7日	208,000枚	指定医療機関等	4月14日	
			一般医療機関		
			岩手県医師会(診療所)		
			岩手県歯科医師会(診療所)		
			岩手県薬剤師会(薬局)		
大連良運集団有限公司、上海大からの寄付		10,000枚	指定医療機関等 一般医療機関を想定	(4月14日)	(今後実施する在庫状況調査に基づき配付予定)
BYDからの寄付		10,000枚	指定医療機関等 一般医療機関を想定	(4月16日)	(今後実施する在庫状況調査に基づき配付予定)
NPO法人全日本地域活性化連盟からの寄付		100枚	指定医療機関等 一般医療機関を想定	(4月16日)	(今後実施する在庫状況調査に基づき配付予定)
第4弾 国一括購入分 (全国で1500万枚分)	4月16日	208,000枚	指定医療機関等 一般医療機関 3師会 医療局を想定	未定	(今後実施する在庫状況調査に基づき配付予定)

(7) その他

青森県からの要請に基づき、令和2年4月15日(水)、いわて感染制御支援チーム(I CAT)を青森県十和田市に派遣。高齢者福祉施設における感染管理強化を支援

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）

令和 2 年 4 月 10 日
岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部
（令和 2 年 4 月 日 改定）

世界的に、聖書の黙示録を思わせるような、新型コロナウイルスの感染拡大が起きている。

日本では、武漢方面からの中国人観光客を主とする「第一波」から、欧米など海外からの帰国者を主とする「第二波」に感染の構造が移り、現在は全国的に感染経路不明な地域が散発的に発生しており、東京都などの都市部に加え、都市部以外の地域においても、都市部からの移動等によるクラスターの発生など、感染拡大が見られる。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、緊急事態宣言を行い、7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）を、緊急事態措置を実施すべき区域とした。また、令和 2 年 4 月 16 日には、上記 7 都府県と同程度にまん延が進んでいるとして、6 道府県（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組を行う必要があるとして、全ての都道府県を緊急事態措置を実施すべき区域とした。

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、感染拡大防止の効果が最大限発揮されるよう、県民には、全ての都道府県との不要不急の往来を控えること、他の都道府県にいる方には、感染拡大を防止するため、岩手県を含め他地域への往来について控えることが求められる。

また、やむを得ず、全国の様々な地域から岩手県に来県、帰県する方には、今まで滞在した地方自治体の自粛要請の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に向けて、来県後 2 週間、平日夜間や週末の不要不急の外出自粛など慎重に行動すること、欧米等海外からの帰国者には、自宅等指定された場所で 2 週間待機するなど、検疫の要請に従うことが求められる。

新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班は、①帰国者の感染事例の増加、②相次ぐ施設内感染事例、③新たな見えにくいクラスターからの感染者の増加、が特徴であり、③の典型が「接待（接客）を伴う飲食の場」と分析している。

今やいつどこでも感染の可能性があり、上記①、②、③が要注意である。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は本年4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」で「地域ごとの対応に関する3つの地域区分」（末尾資料参照）を示している。

岩手県は4月22日現在「感染未確認地域」に当たるが、いつでも「感染確認地域」となる可能性があり、さらに悪化すれば「感染拡大警戒地域」となる可能性がある。「感染未確認地域」の状態を維持すること、そして「感染確認地域」となった場合には速やかに「感染未確認地域」に戻すことが、本県の基本目標となる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本は、県民及び岩手に関わる全ての人が、密閉・密集・密接（近距離での会話、発声）のいわゆる「三つの密」を避け、丁寧な手洗いを励行することであり、別の角度から言えば「ソーシャルディスタンス（社会的距離）」を確保することである。

そのような個人の行動を、より確かなものにするためには、個人のみならず、行政や、団体、企業、地域などのあらゆる主体が、予防のために必要な情報を共有し、感染リスク低減のための行動をとることが必要である。また、個人の努力が実らずに新型コロナウイルスに感染した場合、速やかにそれを把握し、治療を行うとともに、周囲への感染拡大を防ぐ体制が必要である。

感染とその拡大を防ぐための行動は、人々の社会活動や経済活動を制限し、岩手の社会・経済に負の影響を及ぼす。新型コロナウイルス感染症対策は長期化が予想され、長期的な対策の維持・展開を可能とする社会の力、経済力の維持が求められるので、県民の命と健康を守ることを最優先にしつつ、社会・経済への負の影響を抑えるための対策も重要である。行政や、団体、企業、地域、個人などのあらゆる主体が、平時とは異なる生産、流通、消費の形を工夫する必要がある。

本県における新型コロナウイルス感染症対策は、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」と、目指す方向を一にするものである。計画に沿った事業のかなりの部分が、延期や縮小、中止となる可能性がある。

世界規模での危機的状況の中で「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指すためには、予定外の行動や予定外に休むことも必要であり、向かう方向には揺るぎがないことを心に留めながら、臨機に対応していかなければならない。

以下、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の基本的対処方針を踏まえながら、本県の基本的対処方針を示す。

1 新型コロナウイルス感染症の特徴

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、新型コロナウイルス感染症の主な特徴として、以下のような見解が示されている。

- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の約8割は人への感染はない。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。

この一方で、高齢者や基礎疾患を持つ方は特に重症化しやすいことなどが報告されており、迅速かつ適切な感染対策に取り組む必要がある。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) 情報提供・共有及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会を低減させ、感染の防止と感染拡大の抑制を図る。
- (2) サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- (3) 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

3 実施体制

県では、令和2年2月18日に「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、岩手県医師会・岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や関係機関、県民の協力を得ながら、各種対策を行ってきた。

これまで、県民や関係機関への感染症に関する情報提供や、知事から「県民の皆様へのメッセージ」を発信してきた。岩手県職員に対しては、首都圏等から帰県等する新規採用職員の2週間の自宅待機や、時差通勤の拡充、不要不急の出張の自粛等を行い、感染防止に努めてきた。

また、帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来を設置し、医療・相談体制の充実も図ってきた。

令和元年度補正予算では、感染拡大の防止や学校一斉休業に対応するための経費、令和2年度補正予算では、医療提供体制の整備や事業縮小に伴う中小企業の資金繰りのための貸付金の創設などに要する経費を計上し、感染とその拡大を防ぎ、社会・経済への影響を最小限にとどめるための対策を行ってきた。

令和2年4月10日には、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を策定し、この方針に基づいた対策を実施するため、令和2年4月14日付けで保健福祉部保健福祉企画室内に「新型コロナウイルス感染症対策監」を設置した。また、同日には、集団発生時の医療体制を構築するため、岩手県医師会や岩手医科大学附属病院など県内の医療機関等で構成する「岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会」を開催するなど、体制

の強化を進めてきた。

4 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ア 国の情報を活用しながら、県民に対して正確で分かりやすく、かつ地域の感染状況の変化に即応した情報提供やメッセージの発信を行うとともに、県民の日常生活における行動変容に資する注意喚起を進め、冷静な対応をお願いする。
- イ 県民への情報提供に当たっては、各種広報媒体やSNS等を積極的に活用するとともに、報道機関の協力を得ながら、様々な手段により迅速に行う。
- ウ 感染情報等について東北各県との緊密な情報共有を図るとともに、市町村と連携した感染拡大防止措置を迅速かつ的確に講じるため、本県に接する隣県市町村で感染が発生した場合等は、関係する県や市町村などとの情報共有に配慮する。
- エ 国との情報連携により、国や県による経済対策や雇用対策などの各種支援策や相談窓口などについて、関係団体等と連携して様々な手段を通じて広く周知する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ア 疑似症患者を把握し、医師及び保健所が必要と認める検査を実施する。
- イ PCR等検査を実施する県の検査機関の体制を充実し、民間の検査機関等も活用する。
- ウ PCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。
- エ 集団発生の把握の強化を図る。
- オ 迅速診断用の簡易検査キットの開発等の状況を注視し、必要に応じて導入する。

(3) まん延防止

- ア 緊急事態宣言は、国、県、市町村、医療関係者、専門家、事業者などが一体となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行われるものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、県民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第5条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、まん延防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- イ クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスター

に關係するイベントや「三つの密」の集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自肅要請等を強く行う。

ウ 法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等については、休業の要請等を行う。

法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うに当たっては、国に協議の上、外出の自肅等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聴いた上で行うものとする。

エ 法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。

オ クラスター対策及び個々人の接触機会の低減対策を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。

カ 厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自肅の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。

キ 地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。緊急事態措置を講じるに当たっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し、丁寧に説明する。緊急事態措置を実施するに当たっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。

ク 緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を促す。

ケ 法第 45 条第 1 項に基づく外出の自肅要請を行うに当たっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自肅の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。

コ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう県民に促す。特に、大型連休期間においては、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自肅するよう、県民に協力を要請する。また、域内の観光施設

等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。

サ 外出自粛等の要請に当たっては、全国各地で現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。

シ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関する事業継続計画（BCP）の策定・実施を図っており、県は、取組をさらに強化するよう促す。また、職場内においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

ス 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。

セ 事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。

ソ 飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼びかける。

タ 厚生労働省及び関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

チ 保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、総合調整を行う。さらに、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努め、必要であれば国に対し、総合調整、支援を求める。

ツ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。

テ 保育所や放課後児童クラブ等は、感染の予防を徹底した上で開所されているところであるが、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が拡大した場合における対応について、厚生労働省が示す考え方に基づく市町村の取組を支援する。

ト 国及び関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施

設の感染対策を徹底するとともに、文化スポーツ関連のイベント、講演会等について、中止や開催時期などの見直しを行う。

ナ 国による、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化に協力する。

ニ 全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として、本県を含む全都道府県が緊急事態宣言の対象とされたことに鑑み、上記ウ、シ、スの措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、その実施について判断を行う。

(4) 医療等

県は、県民に必要な医療・検査等を行うため、岩手県医師会・岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や関係機関と協力して、感染の状況に応じた医療提供体制を確保する。

また、国が創設する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」などを活用して、感染拡大防止策や医療提供体制の整備を進める。

ア 医療提供体制の確保

- ① 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
- ② 医師及び保健所の判断により検査を実施し、陽性の患者が認められた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供する。
- ③ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがあると判断する場合は、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療の必要がない軽症者等は、原則、自宅療養等とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とする場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。
- ④ 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を持つ方等への感染のおそれがある場合には、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
- ⑤ 患者がさらに増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障を来すおそれがある場合は、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、発熱外来を設置し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備する。
- ⑥ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合は、厚生労働省に相談し、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

- ⑦ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。

イ 感染者の大幅な増加を見据えた医療提供体制の確保

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。

また、二次保健医療圏内で対応できない場合は、県立病院や公立・公的病院のネットワークを活用し、岩手県医師会・岩手医科大学をはじめとする医療関係団体等との緊密な連携の下、入院等搬送調整班が受入れ調整を行い、県を挙げた医療提供体制を確保する。

- ② 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ③ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ④ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討する。
- ⑤ 重症化しやすい方が来院するがん診療連携拠点病院、透析医療機関及び産科医療機関などは、本県の医療資源の状況を踏まえ、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療の制限について検討・調整する。
- ⑥ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える広域的な患者の受入れ体制の確保を国に求める。

ウ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、厚生労働省と協力して以下の事項について周知徹底する。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対し、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対し、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・ 患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対し、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- エ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進する。
- オ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
- カ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化する。
- キ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。

(5) 教育

- ア 学校現場においては、保健管理等の感染症対策を徹底すること等に留意しながら、各学校で教育活動が再開されているが、県内の児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、文部科学事務次官通知において示された「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえ、県立学校における臨時休業等について判断するとともに、学校設置者に対し、県立学校における対応について周知する。
- イ 県内の児童生徒等又は教職員に感染の疑いが生じた場合には、速やかに学校設置者等から報告を受け、市町村等と緊密に情報共有を行い対応する。

(6) 経済・雇用対策

県は、新型コロナウイルスの感染とその拡大を防ぐ行動に伴い、岩手の社会・経済に及ぼされる負の影響を最小限にとどめるため、4月7日に公表された国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえながら、前例に捉われず、以下のとおり、必要な対策に取り組む。対策に当たっては、産業・業種ごとに課題を把握するとともに、中長期にわたり社会の力や経済力を維持し、回復の基盤を築くことができるよう、事業者の創意工夫を尊重しつつ、商工業や農林水産業をはじめとする関係団体との連携を密にしながら、市町村と対策の方向性を共有し、対応していく。また、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が掲げる、感染症拡大の収束後の需要喚起などの「V字回復フェーズ」における対策については、国の動向や県民生活、県内経済への影響を注意深く見極めながら、必要な対応を検討していく。

今後、具体的な取組について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止などの取組と併せて別途示すものとする。

ア 資金繰りに万全を期すための金融支援等

個人事業主や中小・小規模事業者の資金繰り対策に万全を期すため、引き続き「岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金」などによる支援を実施する。また、地方自治体の制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度が創設されるほか、医療・福祉事業者や農林水産業者等の資金繰り支援が拡充されることから、その活用を速やかに進める。さらに、市町村と連携して、経営に影響が生じている事業者の支援を行う。

イ 県民の生活を守るための経済的支援

休業等により収入が減少し、生活に困っている県民の生活を守るため、個人向け緊急小口資金等の特例貸付による支援や、国が創設する「生活支援臨時給付金（仮称）」などの活用を速やかに進める。

ウ 雇用の維持・就職に向けた支援

県民生活にとって重要な雇用を維持するため、ハローワーク、ジョブカフェいわてとの連携のほか、これまでにない水準に引き上げられた雇用調整助成金の特例措置等の活用を速やかに進める。また、就職活動中の学生に対し、「いわてで働こう！WEB合同企業説明会」の開催や県の就職支援情報をまとめた特設サイトなどによる情報提供を進める。

エ 地域経済を支える産業支援

持続可能で活力ある地域経済を支える産業を支援していくため、「買うなら岩手のもの運動」をはじめとする官民一体となった取組のほか、市町村、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合など地域単位で経済を回していく取組や新たな需要に対応した取組を促進するとともに、中堅・中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主の事業継続支援を目的に国が創設する「持続化給付金（仮称）」などの活用を速やかに進める。

(7) その他重要な留意事項

ア 人権への配慮等

- ① 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響に十分配慮して実施するものとする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないように、必要な取組を実施する。
- ⑤ 外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に

取り組むとともに、市町村が行う在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者の見守り等を適切に支援する。

イ 物資・資材等の供給

- ① 県民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように、関係団体に要請し、又は国の要請について関係団体等を通じて周知する。
- ③ 国に対し、県民や市町村、関係機関の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請するよう求め、また、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保・配布することを求める。その上で、可能であれば県において物資・資材等を確保し、必要な配布を行う。

ウ 関係機関との連携の推進

- ① 国や市町村等との双方向の情報共有を強化し、対策の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 対策の推進に当たっては、市町村、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 市町村との連携・調整の場を設置し、一体的に取り組む。市町村から要請がある場合は、当該市町村の人的体制と感染まん延状況を総合的に勘案し、必要な支援を行う。
- ④ 近隣県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うに当たり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑤ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施するに当たっては、あらかじめ政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。
- ⑥ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

エ 社会機能の維持

- ① 県及び市町村は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるようにあらかじめ対策を講じる。また、職場内での感染拡大のリスクを低減するため、在宅勤務及びテレビ会議等を活用する。
- ② 電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持のため、指定公共機関及び指定地方公共機関と連携する。
- ③ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、国の関係機関等と連携して必要な対応を行う。

- ④ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

オ 着実な復興の推進

東日本大震災津波からの復興途上にある被災地においては、保健管理等の感染症対策を徹底すること等に留意しながら、被災者のこころのケア、コミュニティ形成支援など被災者一人ひとりに寄り添った取組を継続して実施する。

5 「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の見直し

本方針は、県内及び国内の感染状況や国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う。

【資料】 地域ごとの対応に関する3つの地域区分

(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」2020年4月1日より)

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「三つの条件が同時に重なる場」（以下「三つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

②「感染確認地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

<想定される対応>

- 人の集まるイベントや「三つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。

- 具体的には、屋内で 50 名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること。
- また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる。

③「感染未確認地域」

- 直近の 1 週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の 1 週間においてリンクなしの感染者数もなし）

<想定される対応>

- 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り入れた啓発を継続してもらいたい。

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (概要版)

令和2年4月10日

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年4月 日改定)

1 基本的事項

基本目標	<ul style="list-style-type: none">■「感染未確認地域」の状態を維持すること■「感染確認地域」になった場合には、速やかに「感染未確認地域」に戻すこと <p>〔「感染未確認地域」：直近の1週間において、感染者が確認されていない地域 「感染確認地域」：直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者についてもあまり増加していない状況にある地域〕</p>
対策の基本	<ul style="list-style-type: none">■個人のみならず、行政や、団体、企業、地域などのあらゆる主体が情報を共有し、感染リスク低減のための行動をとること○県民及び岩手に関わる全ての人が、<ul style="list-style-type: none">・密閉・密集・密接を避け、ていねいな手洗いを励行する・ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保する■個人の努力が実らずに新型コロナウイルスに感染した場合、速やかにそれを把握し、治療を行うとともに、感染拡大を防ぐ体制を構築

2 新型コロナウイルス感染症の特徴

- 罹患しても約8割は軽症で経過、また、感染者の約8割は人への感染なし
- 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在しない

3 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) 情報提供・共有及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会を低減させ、感染の防止と感染拡大の抑制を図る。
- (2) サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- (3) 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

4 実施体制

- 「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、岩手県医師会・岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や関係機関、県民の協力のもと、各種対策を実施
- 更なる体制の強化（新型コロナウイルス感染症対策監の設置）

5 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

<p>情報提供・共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民への必要な情報提供やメッセージの発信、注意喚起 ■ 感染情報等について東北各県や市町村との緊密な情報共有 ■ 国や県による各種支援策や相談窓口などの周知
<p>サーベイランス ・ 情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 疑似症患者の把握と検査の実施 ■ 検査体制の充実と定期的な結果の公表 ■ 集団発生の把握の強化
<p>まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ クラスター対策及び接触機会の低減（自粛要請や施設の使用制限など） ■ 専門家等の確保及び派遣 ■ 保健所の体制強化、市町村との情報共有や総合調整 ■ 学校設置者に対する感染対策指導、地域の感染状況等の情報共有 ■ 保育所や放課後児童クラブ等における市町村の取組支援 ■ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底 ■ 職場等における感染拡大の防止（在宅勤務や時差通勤など） ■ 国による検疫の強化への協力
<p>医療等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療提供体制の確保 ■ 感染者の大幅な増加を見据えた医療提供体制の確保 ■ 医療施設や高齢者施設等における院内・施設内感染対策の徹底 ■ 外来での感染防止 ■ 妊産婦に対する感染防止の取組の推進 ■ 外国人への適切な医療提供 ■ 適切な感染対策の下での健康診断及び予防接種の実施
<p>教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染対策の徹底等に留意した上での教育活動の再開 ■ 児童生徒又は教職員に感染の疑いが生じた場合における適切な対応
<p>経済・雇用対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資金繰りに万全を期すための金融支援等 ■ 県民の生活を守るための経済的支援 ■ 雇用の維持・就職に向けた支援 ■ 地域経済を支える産業支援
<p>その他重要な留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権への配慮等 ■ 物資・資材等の供給 ■ 国、近隣県、市町村など関係機関との連携の推進 ■ 社会機能の維持（公共サービスの維持など） ■ 着実な復興の推進

岩手県における
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
緊急事態措置及び事業者支援策

令和2年4月23日

岩手県

岩手県緊急事態措置の概要

1 区域

- ・ 岩手県全域

2 期間

- ・ 令和2年4月23日(木)から令和2年5月6日(水)まで

※ 休業の協力要請は令和2年4月25日(土)から令和2年5月6日(水)まで

3 実施内容

- ・ 外出自粛の要請
- ・ 休業の協力の要請
- ・ その他の施設への対応

事業者支援策

- 1 休業の協力の要請に応じた県内の中小企業者に対する支援
- 2 県内の中小企業者に対する支援(家賃補助)

岩手県緊急事態措置

1 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

（特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 平成24年法律第31号）

- ① 県民に対し、不要不急の外出の自粛を要請
- ② 特に、
 - ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛
 - ・ 都道府県をまたいだ不要不急の人の移動を極力避けることを強く要請

【不要不急の外出に該当しない場合】

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 必要な職場への出勤
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

2 休業の協力の要請

① 休業の協力の要請を行う施設(第24条第9項)

施設の種類	内 訳
接待飲食等営業店	キャバレー、ナイトクラブ、スナック(接待を伴う店舗に限る)
運動施設・遊技場	スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター
映画館等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、ライブハウス

② 休業の協力の要請を行う施設(第24条第9項) (床面積の合計が1,000㎡を超える次の施設)

施設の種類	内 訳
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
商業施設(生活必需物資販売施設以外の施設)	大型ショッピングモール、大型百貨店

3 その他の施設への対応

- ・ 道の駅は原則、休業(ただし、トイレ等は除く)
- ・ 観光施設や公民館・集会場(床面積の合計が1,000㎡以下)については、特措法によらず市町村と連携して休業を含め対応

事業者支援策

- 1 休業の協力の要請に応じた県内の中小企業者に対する支援
(協力金支給)

休業の協力の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力した県内の中小企業者に対し、協力金を支給

- 2 県内の中小企業者に対する支援(家賃補助)

小売業、飲食業・宿泊業及びサービス業のうち、①又は②に該当する県内の中小企業者に対し、事業の継続を支援するため、家賃補助を実施

- ① 売上が50パーセント以上減少している県内の中小企業者
- ② 休業した事業者であって、今後、売上が50パーセント以上減少が見込まれる県内の中小企業者

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置 岩手県にお住まいの皆さまへのお願い

1 不要不急の外出の自粛

令和2年4月23日（木）から5月6日（水）まで、岩手県全域において、**不要不急の外出を自粛**していただくようお願いします。

特に、**繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については自粛**していただくよう強くお願いします。

また、不要不急の帰省や旅行など、**都道府県をまたいだ移動は、まん延防止の観点から極力避ける**ようお願いします。

【不要不急の外出に該当しない場合】

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 必要な職場への出勤
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

2 冷静な対応

この緊急事態措置は、諸外国で行われている「**ロックダウン**」(都市封鎖)ではありません。

食料・医薬品や生活必需品の買い占め等は行わないよう、県民の皆さまに**冷静な対応**をお願いします。

3 職場等における感染拡大防止

職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれますが、まずは**在宅勤務(テレワーク)を積極的に活用**してください。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、**人との交わりを低減する取組**を今まで以上に行うよう強くお願いします。

4 休業の協力の要請

令和2年4月25日（土）から5月6日（水）まで、以下の施設には、感染拡大防止のため、**休業の協力**をお願いします。

施設の種類	内 訳
接待飲食等営業店	キャバレー、ナイトクラブ、スナック（接待を伴う店舗に限る）
運動施設・遊技場	スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター
映画館等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、ライブハウス
集会・展示施設 (床面積の合計が1,000㎡超)	集会場、公会堂、展示場
商業施設※ (床面積の合計が1,000㎡超)	大型ショッピングモール、大型百貨店

※商業施設は、生活必需物資販売施設以外の施設

5 「3つの密」の防止による日常的な感染症対策

県民の皆さまには、引き続き「**換気の悪い密閉空間**」、「**人が密集している**」、「**近距離での会話や発声が行われる**」という3つの条件が生じる場、いわゆる「**3つの密**」を避けるとともに、普段以上に、**手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策**を、ぜひ守っていただくよう、重ねてお願いします。



1 観光施設等の営業状況（休業・休館予定）

4/22 12:00時点

	市町村名	観光施設名	休業予定末日
県央エリア	1	盛岡市 岩手県銀行赤レンガ館	5/15
	2	盛岡市 余熱利用健康増進センターゆぴあす	5/6
	3	盛岡市 もりおか啄木・賢治青春館	5/6
	4	盛岡市 啄木新婚の家	5/6
	5	盛岡市 盛岡市先人記念館	5/10
	6	盛岡市 もりおか歴史文化館	5/10
	7	盛岡市 石川啄木記念館	5/10
	8	盛岡市 原敬記念館	5/10
	9	盛岡市 盛岡てがみ館	5/10
	10	盛岡市 もりおか町家物語館	5/10
	11	盛岡市 岩手県公会堂	5/10
	12	盛岡市 あさ開	5/6
	13	盛岡市 らら・いわて	5/6
	14	盛岡市 岩山パークランド	5/10
	15	八幡平市 八幡平レストハウス	5/6
	16	滝沢市 埋蔵文化財センター	5/6
	17	雫石町 小岩井農場まきば園	5/10
	18	雫石町 網張ビジターセンター	5/6
	19	雫石町 御所湖広域公園	5/6
	20	雫石町 雫石ゴルフ場	7/17
	21	雫石町 歴史民俗資料館	5/6
	22	葛巻町 くずまきワイン	5/6
	23	岩手町 岩手沼宮内カントリークラブ	5/31
	24	矢巾町 矢巾町歴史民俗資料館	5/6
県南エリア	25	花巻市 花巻広域公園	5/6
	26	北上市 サトウハチロー記念館	5/6
	27	北上市 北上展勝地（※駐車場閉鎖）	5/6
	28	北上市 北上観光物産館アクセス	5/6
	29	一関市 猊鼻溪	5/6
	30	一関市 岩手サファリパーク	5/7
	31	一関市 一関市博物館	5/10
	32	一関市 芦東山記念館	5/10
	33	一関市 一関市民俗資料館	5/10
	34	一関市 せんまや街角資料館	5/10
	35	一関市 石と賢治のミュージアム	5/10
	36	一関市 きらら室根山天文台	5/10
	37	一関市 大籠キリシタン資料館	5/10
	38	一関市 幽玄洞（※駐車場閉鎖）	5/6
	39	奥州市 奥州市牛の博物館	5/6
	40	奥州市 高野長英記念館	5/6
	41	奥州市 斎藤實記念館	5/6
	42	奥州市 後藤新平記念館	5/6
	43	奥州市 菊田一夫記念館	5/6
	44	奥州市 奥州市武家住宅資料館	5/6
	45	奥州市 旧岩谷堂共立病院	5/6
	46	奥州市 旧後藤家住宅	5/6
	47	平泉町 中尊寺	5/6
	48	平泉町 毛越寺	5/6
	49	平泉町 高館義経堂	5/6
	50	平泉町 平泉文化遺産センター	5/6
	51	平泉町 悠久の湯 平泉温泉	5/10
	52	宮古市 みやこ浄土ヶ浜（遊覧船）	5/10

沿岸エリア	53	大船渡市	大船渡市防災観光交流センター（おおふなぽーと）	5/6
	54	大船渡市	大船渡市立博物館	5/6
	55	大船渡市	碁石海岸（レストハウス含む）	5/6
	56	大船渡市	世界の椿館・碁石	5/6
	57	陸前高田市	気仙大工左官伝承館	5/6
	58	陸前高田市	杉の家はこね	5/6
	59	陸前高田市	まちなか広場交流施設ほんまるの家	5/6
	60	陸前高田市	おいで炭の家	5/10
	61	陸前高田市	震災語り部ガイド	5/10
	62	陸前高田市	東日本大震災津波伝承館	5/6
	63	陸前高田市	国営追悼・記念施設	5/6
	64	陸前高田市	復興まちづくり情報館	5/6
	65	陸前高田市	まちの縁側	5/6
	66	釜石市	釜石大観音	5/10
	67	釜石市	旧釜石鉱山事務所	5/6
	68	釜石市	釜石市郷土資料館	5/6
	69	釜石市	サン・フィッシュ釜石	5/6
	70	釜石市	釜石情報交流センター	5/10
	71	釜石市	鉄の歴史館	5/6
	72	釜石市	魚河岸テラス	5/6
	73	釜石市	いのちつなぐ未来館	5/6
	74	釜石市	根浜海岸観光施設（レストハウス、キャンプ場、多目的広場）	5/6
	75	釜石市	橋野鉄鉱山インフォメーションセンター	5/6
	76	住田町	住田町民俗資料館	5/6
	77	住田町	滝観洞	5/6
	78	山田町	三陸山田かき小屋	5/6
	79	岩泉町	龍泉洞	5/10
	80	岩泉町	浜の駅おもと愛土館	5/6
81	田野畑村	北山崎断崖（クルーズ観光船）	5/16	
82	田野畑村	田野畑村民俗資料館	5/6	
県北エリア	83	久慈市	もぐらんぴあ	5/6
	84	久慈市	小袖海女センター	5/6
	85	久慈市	あまちゃんハウス	5/6
	86	二戸市	九戸城ガイドハウス	5/6
	87	二戸市	折爪岳（ビジターセンター・キャンプ場）	5/6
	88	軽米町	ミレットパーク	5/10
	89	洋野町	種市海浜公園（※駐車場閉鎖）	5/6
	90	一戸町	岩手県立児童館いわて子どもの森	5/10
	91	一戸町	御所野縄文公園	5/7

※（公財）岩手県観光協会HP「新型コロナウイルス感染拡大防止による休業施設等一覧（観光施設等）」をベースに作成。

2 主な自然公園等の状況

4/22 12:00時点

		市町村名	自然公園	関係施設の休業予定 (レストハウス、遊覧船等)
県央	1	雫石町	御所湖広域公園	5/6
県南	2	北上市	北上展勝地	5/6 (駐車場閉鎖)
	3	一関市	猊鼻溪	5/6
	4	一関市	幽玄洞	5/6 (駐車場閉鎖)
沿岸	5	宮古市	浄土ヶ浜	5/10
	6	大船渡市	碁石海岸	5/6
	7	田野畑村	北山崎	5/16
県北	8	二戸市	折爪岳	5/6
	9	洋野町	種市海浜公園	5/6 (駐車場閉鎖)

3 わんこそば店の状況

4/22 18:30時点

	市町村名	店名	営業	わんこそば
1	盛岡市	東家本店	継続	休止
2	盛岡市	東家大手先店	休止	休止
3	盛岡市	東家駅前店	休止	休止
4	盛岡市	直利庵	継続	休止
5	盛岡市	初駒本店	継続	5月6日まで休止
6	盛岡市	初駒盛岡インター店	継続	5月6日まで休止
7	盛岡市	やぶ屋盛岡フェザン店	継続	5月6日まで休止
8	花巻市	やぶ屋花巻総本店	継続	5月6日まで休止
9	花巻市	嘉司屋	継続	5月31日まで休止
10	花巻市	金婚亭	継続	休止
11	花巻市	山猫軒	継続	休止

4 主な商業施設の状況

4/22 18:30時点

	市町村名	施設名	営業状況（休業・時間短縮等）	備考
1	盛岡市	パルクアベニュー・カワトク	1F～8F 臨時休業 4月25日（土）～5月6日（水）	B1F食生活館 11:00～17:00営業
2	盛岡市	フェザン	本館・おでんせ館 臨時休館 4月22日（水）～5月10日（日）	本館B1F食料品店舗等 11:00～17:00営業
3	盛岡市	イオンモール盛岡	専門店街 臨時休館 4月18日（土）～当面の間	食品スーパーは通常営業
4	盛岡市	イオンモール盛岡南	専門店街 臨時休館 4月18日（土）～当面の間	食品スーパーは通常営業

新型コロナウイルス感染症対策（第2弾）（案）

令和2年4月 日 岩手県

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を踏まえ、情報提供・共有、サーベイランス・情報収集、まん延防止、適切な医療の提供、教育現場等への支援、経済・雇用対策を行うこととし、それに必要な予算を措置する。

補正予算により措置される新規・拡充施策に加え、既存施策の一層の推進や柔軟な対応により、対策を進める。

今後も、県民の命と健康を守り、社会経済への悪影響を最小限にとどめるべく、必要な対策を講じていく。

- 新たに実施する対策のうち、令和2年度一般会計補正予算(第2号)に計上している対策については、**補正(新規)**又は**補正(拡充)**と表示（県議会での審議状況等により内容の変更等を行うことがあります）

情報提供・共有

<県が実施する対策>

問合せ先

I 県民への情報提供やメッセージの発信、注意喚起

>新たに実施する対策

- 県政広報事業費〔9百万円（補正後現計116百万円）〕**補正(拡充)** 広聴広報課
019-629-5283
新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る知事メッセージや、事業者等への各種支援策を広く周知
- 地域医療情報発信事業費
〔3百万円（補正後現計10百万円）〕**補正(拡充)** 医療政策室
019-629-5492
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、予防意識の啓発活動を実施
- 感染症予防費〔177百万円（補正後現計220百万円）〕**補正(拡充)** 医療政策室
019-629-5406
帰国者・接触者相談センター業務の委託による相談体制の充実等

>既に実施している対策

- 相談体制の整備 医療政策室
019-629-5406
帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を整備
- 感染拡大防止対策等に係る情報発信 広聴広報課
019-629-5283
県政テレビ番組をはじめ、ラジオ、県広報誌等を活用し、関連情報を発信。また、ホームページやSNS等のインターネット媒体を活用し、PCR検査の実施状況や知事メッセージのほか、関連情報を発信
- 在留外国人等への情報提供や相談対応 国際室
019-629-5765
在留外国人等に対し、県内の感染状況や感染防止対策、相談窓口の情報を県や県国際交流協会のホームページ等で発信。また、いわて外国人県民相談・支援センターにおいて、在留外国人等からの相談に対応

<p>○消費者向け関連情報の発信</p> <p>県ホームページやSNSを活用し、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法への注意喚起、マスク等生活用品に関する情報を発信</p>	<p>県民生活センター 019-624-2586</p>
<p>Ⅱ 各種支援策の周知</p>	
<p>➤既に実施している対策</p>	
<p>○農林漁業者からの相談対応</p> <p>広域振興局等合計33公所に相談窓口を設置し、生産活動や労働力確保等、経営全般に関する農林漁業者からの相談に対応</p>	<p>農林水産企画室 019-629-5621</p>
<p>○文化スポーツ関係団体からの相談対応</p> <p>国の各種支援制度や通知等の情報提供、県内関係団体からの相談対応や窓口のあっせん</p>	<p>文化振興課 019-629-6288 スポーツ振興課 019-629-6495</p>
<p><県以外が実施する対策></p>	
<p>問合せ先</p>	
<p>➤新たに実施する対策</p>	
<p>○配偶者暴力被害者等への支援の強化</p> <p>国が、電話やSNSを活用したDVや性暴力等に係る相談機能を拡充</p>	<p>子ども子育て支援室 019-629-5463</p>

サーベイランス・情報収集

<p><県が実施する対策></p>	
<p>問合せ先</p>	
<p>I 検査体制の充実等</p>	
<p>➤新たに実施する対策</p>	
<p>○結核・感染症サーベイランス事業費 〔24百万円（補正後現計44百万円）〕 補正（拡充）</p> <p>環境保健研究センターに新型コロナウイルス感染症検査に係るPCR検査機器2台と関係器材等を追加整備</p>	<p>医療政策室 019-629-5472</p>
<p>○地域外来・検査センター整備事業費〔60百万円〕 補正（新規）</p> <p>地域外来・検査センターを設置し、検査体制を強化</p>	<p>医療政策室 019-629-5472</p>
<p>○感染症等健康危機管理体制強化事業費 〔1百万円（補正後現計4百万円）〕 補正（拡充）</p> <p>感染症対策の専門家で構成される「いわて感染制御支援チーム」の活動経費</p>	<p>医療政策室 019-629-5416</p>
<p>➤既に実施している対策</p>	
<p>○検査体制の充実強化</p> <p>環境保健研究センターに新型コロナウイルス感染症検査に係る関係器材等を整備</p>	<p>医療政策室 019-629-5472</p>

まん延防止

＜県が実施する対策＞	問合せ先
I 保健所等の体制強化、専門家等の確保及び派遣	
➤新たに実施する対策	
○新型コロナウイルス感染症対策保健衛生人材確保事業費 〔70百万円〕 補正(新規) 検査や衛生指導等の業務に係る保健師等の保健衛生関係専門職を 会計年度任用職員として任用し、保健所等の保健衛生部門の体制を強 化	人事課 019-629-5072
○地域外来・検査センター整備事業費〔60百万円〕 補正(新規) (再掲) 地域外来・検査センターを設置し、検査体制を強化	医療政策室 019-629-5472
○感染症予防費 〔177百万円(補正後現計220百万円)〕 補正(拡充) (再掲) 医療機関に対し、マスク・防護具を一括購入し配布	健康国保課 019-629-5467 医療政策室 019-629-5492
○感染症等健康危機管理体制強化事業費 〔1百万円(補正後現計4百万円)〕 補正(拡充) (再掲) 感染症対策の専門家で構成される「いわて感染制御チーム」の活動 経費	医療政策室 019-629-5416
➤既に実施している対策	
○感染症検査と医療機関等におけるマスク・消毒液の確保 感染症検査に係る経費を負担するとともに、医療機関等に対しマス ク・消毒液を配布	医療政策室 019-629-5472 健康国保課 019-629-5467
II 学校や福祉施設等における感染対策の徹底	
➤新たに実施する対策	
○私立幼稚園衛生用品緊急調達事業費〔5百万円〕 補正(新規) 私立幼稚園に対し、消毒液を一括購入し配布	学事振興課 019-629-5042
○私立学校運営費補助 〔24百万円(補正後現計3,751百万円)〕 補正(拡充) 私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必 要となるマスク・消毒液等の購入に要する経費を支援	学事振興課 019-629-5042
○公立幼稚園等緊急環境整備事業費補助〔18百万円〕 補正(新規) 市町村が行う、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策 を実施するために必要となるマスク・消毒液等の購入に要する経費を 支援	学校教育課 019-629-6138
○児童生徒保健管理費〔122百万円(補正後現計248百万円)〕 補正(拡充) 県立学校にマスク・消毒液等を配備	保健体育課 019-629-6192

○公立大学法人岩手県立大学運営費交付金 〔9百万円（補正後現計3,754百万円）〕 補正（拡充） 岩手県立大学において、学生及び教職員が使用する消毒液・消毒容器等を配備	学事振興課 019-629-5045
○特別支援学校管理運営費 〔26百万円（補正後現計11,547百万円）〕 補正（拡充） 特別支援学校のスクールバス1台当たりの乗車人数を減らし、感染リスクの低減を図るため、スクールバスの増便やタクシーの借上げを実施	教育企画室 019-629-6112
○県産布製マスク供給事業費〔16百万円〕 補正（新規） 県内の縫製事業者に布製マスクの製造・配付を委託	産業経済交流課 019-629-5536
○保護施設等衛生用品緊急調達事業費〔10百万円〕 補正（新規） 保護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布	地域福祉課 019-629-5438
○障害者支援施設等衛生用品緊急調達事業費〔320百万円〕 補正（新規） 障害福祉サービス事業所等に対しマスク・消毒液を一括購入し配布するとともに、入所施設等が簡易陰圧装置等を設置するために必要な経費等を支援	障がい保健福祉課 019-629-5447
○介護施設等衛生用品緊急調達事業費〔659百万円〕 補正（新規） 介護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布するとともに、入所施設等が簡易陰圧装置等を設置するために必要な経費等を支援	長寿社会課 019-629-5435
○介護福祉士養成施設等衛生用品緊急調達事業費 〔2百万円〕 補正（新規） 介護福祉士養成施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布	長寿社会課 019-629-5435
○保育対策総合支援事業費 〔33百万円（補正後現計191百万円）〕 補正（拡充） 認可外保育施設に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布	子ども子育て支援室 019-629-5460
○児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費〔65百万円〕 補正（新規） 児童養護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布するとともに、感染が疑われる者が発生した場合の施設の消毒経費等を支援	子ども子育て支援室 019-629-5457
○地域活動支援センター等支援事業費補助〔35百万円〕 補正（新規） 地域活動支援センター及び日中一時支援事業における保健衛生用品の購入等に要する経費を支援	障がい保健福祉課 019-629-5448
➤既に実施している対策	
○福祉施設等におけるマスク・消毒液の購入等に関する対応 障害福祉サービス事業所、介護施設、児童福祉施設、認可外保育施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布	障がい保健福祉課 019-629-5447 長寿社会課 019-629-5435 子ども子育て支援室 019-629-5460

Ⅲ 公共施設等における感染対策の徹底

▶ 新たに実施する対策

○ 県民会館・公会堂感染症予防対策事業費〔3百万円〕 補正(新規) 県民会館及び公会堂に非接触型体温計や消毒液等を配備	文化振興課 019-629-6288
○ スポーツ施設感染症予防対策事業費〔7百万円〕 補正(新規) 県営スポーツ施設に非接触型体温計と消毒液を配備するとともに、 県営武道館等の空調設備の改修を実施	スポーツ振興課 019-629-6797
○ 岩手産業文化センター管理運営費 〔2百万円(補正後現計51百万円)] 補正(拡充) 岩手産業文化センターに赤外線サーモグラフィと非接触型体温 計を配備	産業経済交流課 019-629-5536
○ ふれあいランド岩手管理運営費(ふれあいランド岩手施設設備整備費) 〔3百万円(補正後現計10百万円)] 補正(拡充) ふれあいランド岩手に赤外線サーモグラフィ等を配備	障がい保健福祉課 019-629-5448
○ いわて子どもの森管理運営費(いわて子どもの森施設設備整備費) 〔1百万円(補正後現計3百万円)] 補正(拡充) いわて子どもの森に赤外線サーモグラフィ等を配備	子ども育て支援室 019-629-5463
○ 東日本大震災津波伝承館感染症予防対策事業費 〔2百万円] 補正(新規) 東日本大震災津波伝承館に赤外線サーモグラフィ等を配備	震災津波伝承課 019-629-4455
○ 博物館管理運営費〔2百万円(補正後現計348百万円)] 補正(拡充) 県立博物館に赤外線サーモグラフィと消毒液を配備	生涯学習文化財課 019-629-6182
○ 美術館管理運営費〔2百万円(補正後現計483百万円)] 補正(拡充) 県立美術館に赤外線サーモグラフィと消毒液を配備	生涯学習文化財課 019-629-6171
○ いわて県民情報交流センター管理運営費 〔4百万円(補正後現計789百万円)] 補正(拡充) いわて県民情報交流センターに赤外線サーモグラフィ等を配備	若者女性協働推進室 019-629-5198
○ 県庁舎管理費 〔4百万円(補正後現計291百万円)] 補正(拡充) 県庁舎等に赤外線サーモグラフィや飛沫感染防止用アクリルポ ード等を配備	管財課 019-629-5116
○ 地区合同庁舎管理費 〔6百万円(補正後現計421百万円)] 補正(拡充) 地区合同庁舎等に体表面温度チェッカーや飛沫感染防止用アクリ ルボード等を配備	管財課 019-629-5116
○ 警備警察に要する経費〔45百万円] 補正(新規) 不特定多数の来庁者がある警察施設窓口及び留置施設において、マ スク・消毒液を配備	警務課 019-653-0110 (内線 2652)

IV 休業要請に対する対応	
<p>➤ 新たに実施する対策</p> <p>○ 感染拡大防止協力金支給事業費〔100百万円〕 補正(新規)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県からの休業の協力要請に応じた事業者に対し、協力金を支給</p> <p>※休業要請に関することは、保健福祉企画室（019-654-8073）</p>	<p>経営支援課*</p> <p>019-629-5546</p>
< 県以外が実施する対策 >	
I 社会福祉施設における感染症拡大防止対策	
<p>➤ 既に実施している対策</p> <p>○ 社会福祉施設等における感染拡大防止対策</p> <p>国が布製マスクを一括購入し、社会福祉施設等に配布</p>	<p>保健福祉企画室</p> <p>019-654-8073</p>

医療等

< 県が実施する対策 >	
I 医療提供体制の確保	
<p>➤ 新たに実施する対策</p> <p>○ 新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助〔592百万円（補正後現計663百万円）〕 補正(拡充)</p> <p>医療機関（県立病院を含む）の人工呼吸器、ECMO（体外式膜型人工肺）等の備品整備に要する経費を支援</p> <p>○ 体外式膜型人工肺等活用人材育成事業費〔2百万円〕 補正(新規)</p> <p>ECMO（体外式膜型人工肺）等に係る医療従事者向け研修会の開催</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業費〔971百万円〕 補正(新規)</p> <p>軽症者等を受け入れるための宿泊施設を確保</p> <p>○ 入院医療提供体制整備事業費〔65百万円〕 補正(新規)</p> <p>入院等搬送調整業務にあたるDMAT（災害派遣医療チーム）等の活動経費</p> <p>○ 外国人患者受入環境整備等推進事業費〔1百万円（補正後現計2百万円）〕 補正(拡充)</p> <p>保健所のほか、医療機関等に自動音声翻訳機を配備</p>	<p>医療政策室</p> <p>019-629-5472</p> <p>医療政策室</p> <p>019-629-5406</p> <p>医療政策室</p> <p>019-629-5406</p> <p>医療政策室</p> <p>019-629-5416</p> <p>医療政策室</p> <p>019-629-5406</p>

II 医療施設における外来での感染防止対策、院内感染防止対策	
<p>➤ 新たに実施する対策</p> <p>○ 感染症予防費 〔177百万円（補正後現計220百万円）〕 補正（拡充）（再掲） 医療機関に対し、マスク・防護具を一括購入し配布</p>	<p>健康国保課 019-629-5467 医療政策室 019-629-5472</p>
<p>➤ 既に実施している対策</p> <p>○ 医療施設における感染防止対策 医療機関に対しマスク等を一括購入し配布するとともに、医療機関（県立病院を含む）の備品等整備に要する経費を支援</p>	<p>健康国保課 019-629-5467 医療政策室 019-629-5472</p>
< 県以外が実施する対策 >	問合せ先
I 医療施設における外来での感染防止対策、院内感染防止対策	
<p>➤ 新たに実施する対策</p> <p>○ 国の一括買上による医療用マスクの安定供給対策（第4弾） 国が、全国で1,500万枚の医療用マスクを買い上げ、全国の医療機関に配布</p>	<p>健康国保課 019-629-5467</p>
<p>➤ 既に実施している対策</p> <p>○ 国の一括買上による医療用マスクの安定供給対策（第1～3弾） 国が、全国で1回当たり1,500万枚の医療用マスクを買い上げ、全国の医療機関に配布</p>	<p>健康国保課 019-629-5467</p>
II 妊産婦に対する感染防止対策	
<p>➤ 新たに実施する対策</p> <p>○ 妊婦に対する感染防止対策 国が布製マスクを一括購入し、妊婦に配布</p>	<p>子ども子育て支援室 019-629-5456</p>
<p>○ 産婦に対する感染防止対策 市町村が実施する産後ケアを行う施設に対し、国が、マスク・消毒液の一括購入等に要する経費を支援</p>	<p>子ども子育て支援室 019-629-5456</p>

教育

＜県が実施する対策＞	問合せ先
I 学校等における感染症対策の徹底等	
▶新たに実施する対策	
○私立幼稚園衛生用品緊急調達事業費〔5百万円〕 補正(新規) (再掲) 私立幼稚園に対し、消毒液を一括購入し配布	学事振興課 019-629-5042
○私立学校運営費補助 〔24百万円(補正後現計3,751百万円)〕 補正(拡充) (再掲) 私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となるマスク・消毒液等の購入に要する経費を支援	学事振興課 019-629-5042
○公立幼稚園等緊急環境整備事業費補助〔18百万円〕 補正(新規) (再掲) 市町村が行う、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となるマスク・消毒液等の購入に要する経費を支援	学校教育課 019-629-6138
○児童生徒保健管理費 〔122百万円(補正後現計248百万円)〕 補正(拡充) (再掲) 県立学校にマスク・消毒液等を配備	保健体育課 019-629-6192
○公立大学法人岩手県立大学運営費交付金 〔9百万円(補正後現計3,754百万円)〕 補正(拡充) (再掲) 岩手県立大学において、学生及び教職員が使用する消毒液・消毒容器等を配備	学事振興課 019-629-5045
○特別支援学校管理運営費 〔26百万円(補正後現計11,547百万円)〕 補正(拡充) (再掲) 特別支援学校のスクールバス1台当たりの乗車人数を減らし、感染リスクの低減を図るため、スクールバスの増便やタクシーの借上げを実施	教育企画室 019-629-6112
○県産布製マスク供給事業費〔16百万円〕 補正(新規) (再掲) 県内の縫製事業者に布製マスクの製造・配付を委託	産業経済交流課 019-629-5536
II 学校等が臨時休業となった場合の対応	
▶新たに実施する対策	
○地域子ども・子育て支援事業交付金 〔676百万円(補正後現計2,461百万円)〕 補正(拡充) 学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等への支援	子ども子育て支援室 019-629-5460
○障がい児保護措置費 〔159百万円(補正後現計1,745百万円)〕 補正(拡充) 学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所への支援	障がい保健福祉課 019-629-5446
○教職員人事管理費〔48百万円(補正後現計425百万円)〕 補正(拡充) 学校の臨時休業等により必要となる未指導分の補習や、生活リズム	教職員課 019-629-6124

等が乱れた個々の子どものケアなどを行うため、学習指導員等を配置

➤既に実施している対策

○特別支援学校への対応

特別支援学校の給食食材について、学校給食の休止に伴い、保護者負担分を学校設置者である県が負担

教育企画室

019-629-6112

○放課後子ども教室への対応

学校の臨時休業に伴い実施する、放課後子ども教室に要する経費を支援

生涯学習文化財課

019-629-6182

○放課後等デイサービスへの対応

学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所への支援

障がい保健福祉課

019-629-5446

Ⅲ学校等に通う生徒等がいる世帯への対応

➤新たに実施する対策

○奨学のための給付金支給事業費

〔13百万円（補正後現計370百万円）〕 **補正（拡充）**

公立高等学校等に通う生徒等の保護者の家計が急変した世帯等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金

教育企画室

019-629-6109

○奨学のための給付金支給事業費

〔69百万円（補正後現計205百万円）〕 **補正（拡充）**

私立高等学校等に通う生徒の保護者の家計が急変した世帯等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金

学事振興課

019-629-5042

○私立高等学校等授業料等減免補助

〔12百万円（補正後現計57百万円）〕 **補正（拡充）**

私立高等学校等に通う生徒の保護者の家計が急変した世帯の経済的負担を軽減するため、授業料の減免を支援

学事振興課

019-629-5042

➤既に実施している対策

○県立高等学校の生徒への対応

新型コロナウイルス感染症の影響によって、家計が急変した世帯の県立高等学校の生徒に対する授業料減免の支援を実施

教育企画室

019-629-6112

○私立専門学校の生徒への対応

新型コロナウイルス感染症の影響によって、家計が急変した世帯の私立専門学校の生徒に対する授業料等減免の支援を実施

学事振興課

019-629-5045

Ⅳ学校等におけるICT環境の早期整備

➤新たに実施する対策

○県立学校ICT機器整備事業費

〔100百万円（補正後現計336百万円）〕 **補正（拡充）**

学校の臨時休業等の緊急時に子どもの学びを保障するため、児童生徒1人1台端末の整備やICT支援員を配置

教育企画室

019-629-6105

<県以外が実施する対策>	問合せ先
<p>I 学校等に通う生徒等がいる世帯への対応</p> <p>➤既に実施している対策</p> <p>○高等学校等の生徒への奨学金</p> <p>岩手育英奨学会が、世帯収入が大きく減少し、緊急に奨学金が必要となった高校生等に対して奨学金を貸与</p>	<p>教育企画室 019-629-6109</p>

経済・雇用対策

<県が実施する対策>

問合せ先

I 資金繰りに万全を期すための金融支援等

>新たに実施する対策

①中小企業

○新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金

〔43,600百万円〕**補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高等が減少している県内中小企業者を対象に、3年間無利子で、保証料を全額補給し、経営安定のために必要な資金の融資を実施

経営支援課

019-629-5542

○新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費

〔993百万円〕**補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に併せて利子補給を実施

経営支援課

019-629-5542

○新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給事業費

〔18百万円〕**補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に併せて保証料の全額補給を実施

経営支援課

019-629-5542

○地域企業経営継続支援事業費補助〔658百万円〕**補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響が生じている事業者に対し、県と市町村が連携して家賃等を支援

経営支援課

019-629-5546

○感染拡大防止協力金支給事業費〔100百万円〕**補正(新規)**(再掲)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県からの休業の協力要請に応じた事業者に対し、協力金を支給

経営支援課*

019-629-5546

※地域企業経営継続支援事業費補助と感染拡大防止協力金支給事業費は、両方受給することが可能。

※休業要請に関することは、保健福祉企画室(019-654-8073)

②農林水産業

○農業経営負担軽減支援資金利子補給〔3百万円〕**補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者の経営再建を支援するため、既往債務の借換えのための利子補給を実施

団体指導課

019-629-5699

○漁業経営維持安定資金利子補給〔2百万円〕**補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者の経営再建を支援するため、既往債務の借換えのための利子補給を実施

団体指導課

019-629-5699

○農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費〔10百万円〕**補正(新規)**

農林漁業体験の受入地域において、感染症予防対策に係る相談会等を実施するとともに、衛生環境や受入環境の整備、安全・安心で魅力的な体験メニューの開発等に必要な経費の一部を支援

農業振興課

019-629-5647

○肥育経営生産基盤強化緊急支援事業費補助〔53百万円〕 補正(新規)	畜産課 019-629-5721
県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援	
③障がい福祉、介護サービス提供体制の確保	
○障害福祉サービス支援事業費補助〔5百万円〕 補正(新規)	障がい保健福祉課 019-629-5447
休業要請を受けた通所サービス事業所に対し、代替サービスの提供に要する経費を支援	
○通所介護サービス支援事業費補助〔13百万円〕 補正(新規)	長寿社会課 019-629-5435
休業要請を受けた通所介護事業者等に対し、代替サービスの提供に要する経費を支援	
④飲食業、理美容業等	
○生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助〔4百万円(補正後現計23百万円)〕 補正(拡充)	県民くらしの安全課 019-629-5360
経営指導員の増員により、生活衛生関係業者からの相談体制を強化	
⑤観光業	
○観光宿泊施設緊急対策事業費〔233百万円〕 補正(新規)	観光・プロモーション室 019-629-5574
市町村が地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊料の助成に要する経費の補助(実施時期は未定)等	
➤既に実施している対策	
①中小企業	
○金融支援	経営支援課 019-629-5542
新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に支障が生じている県内中小企業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策資金を創設し、経営安定のために必要な資金を融資するとともに、保証料の一部を補給	
○相談窓口の設置	経営支援課 019-629-5542
県や商工指導団体・金融機関等が相談窓口を設置し、中小企業者の経営相談に対応	
○情報共有	経営支援課 019-629-5542
新型コロナウイルス感染症に係る経済金融連絡会議を開催し、関係団体間の対応状況等を共有	
○関係団体への要請	経営支援課 019-629-5542
金融機関や岩手県信用保証協会に対し、既往債務の条件変更などの柔軟な対応を要請	
○専門家派遣等の支援	経営支援課 019-629-5542
商工会、商工会議所等が行う経営相談や専門家派遣事業等を支援	

②農林水産業

○農林漁業者への金融支援

日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金や、近代化資金等により、農林漁業者の資金繰りを支援

団体指導課
019-629-5699

○製材事業者等への金融支援

地域木材流通促進資金貸付金により、製材事業者等の資金繰りを支援

林業振興課
019-629-5772

③飲食業、理美容業等

○金融支援と経営指導

生活衛生営業指導センターにおいて、生活衛生関係営業者を対象に、日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症に係る融資制度を含む各種融資推せん事務や、経営指導員による指導を実施

県民くらしの安全課
019-629-5360

Ⅱ 県民の生活を守るための経済的支援

➤新たに実施する対策

○生活福祉資金貸付事業推進費補助

〔323百万円（補正後現計421百万円）〕 **補正（拡充）**

岩手県社会福祉協議会が行う休業等により一時的に収入が減少した世帯への資金の貸付に要する経費への支援

地域福祉課
019-629-5425

○住居確保給付金〔2百万円（補正後現計3百万円）〕 **補正（拡充）**

休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居を失うおそれが生じている者等に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給

地域福祉課
019-629-5425

○奨学のための給付金支給事業費

〔13百万円（補正後現計370百万円）〕 **補正（拡充）**（再掲）

公立高等学校等に通う生徒等の保護者の家計が急変した世帯等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金

教育企画室
019-629-6109

○奨学のための給付金支給事業費

〔69百万円（補正後現計205百万円）〕 **補正（拡充）**（再掲）

私立高等学校等に通う生徒の保護者の家計が急変した世帯等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金

学事振興課
019-629-5042

○私立高等学校等授業料等減免補助

〔12百万円（補正後現計57百万円）〕 **補正（拡充）**（再掲）

私立高等学校等に通う生徒の保護者の家計が急変した世帯の経済的負担を軽減するため、授業料の減免を支援

学事振興課
019-629-5042

○「特別定額給付金（仮称）」の支給に向けた支援

「特別定額給付金（仮称）」の迅速な支給に向け、市町村を支援

市町村課
019-629-5233

➤既に実施している対策

○家計が急変した世帯への支援

岩手県社会福祉協議会が行う休業等により一時的に収入が減少し

地域福祉課
019-629-5425

た世帯への資金の貸付けに要する経費への支援

○県立高等学校の生徒への対応（再掲）

新型コロナウイルス感染症の影響によって、家計が急変した世帯の県立高等学校の生徒に対する授業料減免の支援を実施

教育企画室

019-629-6112

○私立専門学校の生徒への対応（再掲）

新型コロナウイルス感染症の影響によって、家計が急変した世帯の私立専門学校の生徒に対する授業料等減免の支援を実施

学事振興課

019-629-5045

Ⅲ 雇用の維持・就職に向けた支援

➤新たに実施する対策

○新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助

〔217百万円〕 **補正(新規)**

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動が縮小した中小企業を支援するため、市町村が行う雇用調整助成金の上乗せ補助に要する経費に対する支援

定住推進・

雇用労働室

019-629-5591

○内定取消者等を対象とした再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、民間企業から内定を取り消された方又は採用を延期されている方に対し、県内企業への就職までの間、会計年度任用職員として任用しつつ、再就職を支援

人事課

019-629-5073

➤既に実施している対策

○雇用の維持・確保への対応

産業・経済団体や県内企業に対し、雇用調整助成金の活用についての周知・啓発を実施

定住推進・

雇用労働室

019-629-5591

○就職支援

ジョブカフェいわてにおいて、新たにWEBカウンセリングを実施するとともに、国からの全国的なイベントの自粛要請により、企業説明会等の中止が相次いでいることから、「いわてで働こう！WEB合同企業説明会」等を開催

定住推進・

雇用労働室

019-629-5591

○児童養護施設退所者等への自立支援の拡充

就業継続が困難となった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの求職期間中も家賃貸付を行うほか、求職期間を返還免除期間に算入するなどの運用改善を実施

子ども子育て支援室

019-629-5463

○林業作業員の雇用維持

木材需要の低下による素材生産の減少に対し、保育間伐事業を活用し、作業員等の雇用の維持を促進

林業振興課

019-629-5775

IV 地域経済を支える産業支援

➤ 新たに実施する対策

① 商品開発や販路拡大、需要喚起への対応

- 買うなら岩手のもの運動展開事業費〔5百万円〕**補正(新規)** 産業経済交流課
019-629-5536
県民の県産品の消費を促進し、県内生産者や事業者を支援する「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」による消費拡大PRを実施
- 県産布製マスク供給事業費〔16百万円〕**補正(新規)** (再掲) 産業経済交流課
019-629-5536
県内の縫製事業者に布製マスクの製造・配付を委託
- 通信販売や中食などの新たな市場ニーズをとらえた商品開発の支援 産業経済交流課
019-629-5536
いわて希望応援ファンド助成金を活用し、通信販売や中食などで需要が伸びている分野の商品開発と販路拡大を支援 (公募期間3/25～5/8)
- 通信販売や中食などの新たな市場ニーズをとらえた販路拡大の支援 産業経済交流課
019-629-5536
新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、いわて食の大商談会等 (10月以降開催) において、通信販売や中食などで需要が伸びている商品のPRや関連分野のバイヤー招聘を実施

② 県産農林水産物の消費拡大

- 県産農林水産物販売促進緊急対策事業費〔6百万円〕**補正(新規)** 流通課
019-629-5736
牛肉、水産物など県産食材の消費拡大に向けて、県内量販店等と連携した販売促進キャンペーンを実施
- 県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業費補助
〔285百万円〕**補正(新規)** 流通課
019-629-5736
県産牛肉の学校給食への提供や、生産者による食育出前講座等の実施に要する経費を支援

➤ 既に実施している対策

- 県産品・県産農林水産物の需要喚起への対応 産業経済交流課
019-629-5536
「買うなら岩手のもの運動～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～」を展開し、県産品や県産農林水産物の消費拡大をPR
- 観光キャンペーンの実施 流通課
019-629-5736
観光・プロモーション室
019-629-5574
県民が地元宿泊施設に宿泊し、地域を元気にするための「泊まって、食べて地元を元気に応援キャンペーン」を展開

<県以外が実施する対策>	問合せ先
I 資金繰りに万全を期すための金融支援等	
➤新たに実施する対策	
①中小企業等	
<ul style="list-style-type: none"> ○事業者への持続化給付金の支給 国が、中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対し、売上が前年同月比で50%以上減少している者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給 	経営支援課 019-629-5542
②農林水産業、食品製造業等	
<ul style="list-style-type: none"> ○農業の人材確保への支援 国が、農業経営体が農業経験を有する人材や学生等の多様な人材を活用する際の労賃等の掛かり増し経費を支援 	農業振興課 019-629-5642
<ul style="list-style-type: none"> ○野菜価格の低下への対応 野菜価格が著しく低下した場合、国が、登録出荷団体等の負担金の納付猶予を実施 	流通課 019-629-5736
<ul style="list-style-type: none"> ○花きの活用の拡大 国が、自治体や学校、企業等における花きの活用拡大や、メディア、SNS等を活用した情報発信等の取組を支援 	農産園芸課 019-629-5707
<ul style="list-style-type: none"> ○野菜、果樹、花きの市場価格低下への対応 需要の減少により市場価格が低下した野菜、果樹、花き等について、国が、収束後を見据え、次期作に向けた土壌改良、資材の購入等に要する経費を支援 	農産園芸課 019-629-5706
<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛生産への支援 国が、肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用や肉用牛肥育生産におけるコスト低減等の取組を支援 	畜産課 019-629-5721
<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育生産の事業継続への対応 国が、「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）」の生産者負担金の納付猶予を実施 	畜産課 019-629-5721
<ul style="list-style-type: none"> ○畜産経営者に感染が確認された場合の対応 国が、代替要員の派遣や家畜の公共牧場への避難等を支援 	畜産課 019-629-5721
<ul style="list-style-type: none"> ○生乳の仕向変更への対応 全国的に在庫が著しく増加している脱脂粉乳について、国が、業務用から飼料用等への仕向け先の変更を支援 	流通課 019-629-5736
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅資材の納期の遅れ等に伴う木材需要の低下への対応 国が、滞留している原木の保管費用等を支援 	林業振興課 019-629-5772
<ul style="list-style-type: none"> ○魚価低下等により収入が減少した漁業者への対応 国が、収入補填制度の自己積立金の仮払いや積立猶予を措置 	水産振興課 019-629-5817
<ul style="list-style-type: none"> ○漁業、水産加工業の雇用への対応 国が、漁業、水産加工業における作業経験者等の雇用に必要な掛か 	水産振興課 019-629-5817

り増し経費を支援	
○漁業者団体の水産物の買取等への支援	水産振興課
感染拡大の影響を受ける魚種の過剰供給分について、国が、漁業者団体が買取や冷凍保管する際の買取資金や保管料等を支援	019-629-5817
○食肉卸売事業者への支援	流通課
積み上がった和牛肉の在庫を解消するため、国が、食肉卸売事業者に対し、当該在庫の保管経費を支援	019-629-5736
③飲食業	
○大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援	環境生活企画室
大規模感染のリスクを低減するため、国が飲食店等に対し、省エネ型の高機能換気設備等の導入を支援	019-629-5272
➤既に実施している対策	
○農業の労働力確保	農業振興課
農業協同組合が開設する無料職業紹介所等により、短期雇用を確保	019-629-5642
○畜産業の経営安定対策	畜産課
国が、「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」により、枝肉の標準的な生産費と販売価格の差額の9割を補てんするとともに、「肉用子牛生産者補給金」により、子牛の平均売買価格と基準価格の差額を補てん	019-629-5721
Ⅱ 県民の生活を守るための経済的支援	
➤新たに実施する対策	
○特別定額給付金(仮称)の支給	市町村課
市町村が、住民基本台帳に記録されている者を対象に、一人につき10万円の特別定額給付金(仮称)を世帯主に給付	019-629-5233
○子育て世帯への臨時特別給付金の支給	子ども子育て支援室
国が、児童手当(特例給付受給世帯を除く)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、対象児童一人につき1万円の臨時特別給付金を支給	019-629-5456
➤既に実施している対策	
○高等学校等の生徒への奨学金(再掲)	教育企画室
岩手育英奨学会が、世帯収入が大きく減少し、緊急に奨学金が必要となった高校生等に対して奨学金を貸与	019-629-6109
Ⅲ 雇用の維持・就職に向けた支援	
➤新たに実施する対策	
○雇用調整助成金の特例措置の拡大	定住推進・雇用労働室
新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、国が、雇用調整助成金の助成率の引上げ等の特例措置を実施	019-629-5591

IV 地域経済を支える産業支援	
▶ 新たに実施する対策 ○ 国立公園等への誘客・ワーケーションの推進 国が、国立・国定公園内でツアー・イベントを実施するDMO等に対し企画・実施費用を支援。また、ワーケーションツアー等の実施のための企画・実施費用を支援	自然保護課 019-629-5372

その他重要な留意事項	
< 県が実施する対策 >	問合せ先
▶ 新たに実施する対策 ○ 情報化設備整備費〔40百万円（補正後現計43百万円）〕 補正（拡充） 県機関における在宅勤務者数の増加に備えたテレワーク環境の整備、県機関と外部（国・市町村・民間企業等）とのテレビ会議利用環境の整備 ○ 警備警察に要する経費〔45百万円〕 補正（新規） （再掲） 検視対応する警察官の感染予防のため、タイベックスーツセット等を整備（生前の健康状態、既往病等が不明の独居死者対応）	科学・情報政策室 019-629-5247 警務課 019-653-0110 （内線 2652）
▶ 既に実施している対策 ○ 地方税納税の猶予等 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対し、県税の猶予を実施 ○ 指定管理施設の利用キャンセルに伴う収納済み利用料金の還付 県の指定管理者制度導入施設について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用者が施設利用を取り消した場合に、指定管理者が利用者に対して利用料金の還付を実施 （還付対象期間：令和2年2月26日から当面の間） ○ 東日本大震災津波で被災した子ども等への支援 子どもの生活の安定とこころの健康の回復を図るため、東日本大震災津波により保護者を失った子ども、里親、ひとり親家庭を対象とした相談への支援や支援者研修等を実施 ○ 東日本大震災津波で被災した子どものこころのケア 東日本大震災津波により被災した子どもたちの心のケアを中長期的に実施するための拠点として「いわてこどもケアセンター」を設置し、沿岸地域での相談、支援者研修などを包括的に実施 ○ 東日本大震災津波被災者のこころのケア 被災者の精神的負担を軽減するため「岩手県こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」において、被災者に対する専門的ケアを実施	税務課 019-629-5261 管財課 019-629-5036 子ども子育て支援室 019-629-5463 子ども子育て支援室 019-629-5463 障がい保健福祉課 019-629-5450

<p>○地域コミュニティの形成・活性化支援</p> <p>感染症対策を講じた上で行う、被災者の「心の復興」を支援する民間団体等の取組に要する経費を補助</p>	<p>生活再建課</p> <p>019-629-6926</p>
<p>○国への提言・要望の実施</p> <p>国の動向や経済状況等を踏まえ、全国知事会等と連携しながら、感染拡大防止や経済対策に係る提言・要望を実施</p>	<p>政策企画課</p> <p>019-629-5214</p>
<p>○公共工事等の工期の柔軟化等</p> <p>受注者からの希望の申出があり、必要と認められる時は、工事等の一時中止等を措置</p>	<p>建設技術振興課</p> <p>019-629-5944</p>
<p>○運転免許手続き関係の対応</p> <p>更新期限の前に、運転免許センターに申し出ることにより、更新期限後であっても3か月間は運転が可能</p> <p><対象者></p> <p>免許証の更新期限が令和2年3月13日から7月31日までの間である方（7月31日まで拡大）</p>	<p>運転免許課</p> <p>019-606-1251</p>

新型コロナウイルス感染症相談窓口

岩手県保健福祉部医療政策室

盛岡市内丸 10-1 ※午前9時～午後9時（土日・祝日を含む）

TEL : 019-629-6085 FAX : 019-626-0837

新型コロナウイルス感染症対策に関するリーフレットの配布について

【要旨】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた知事メッセージや、県民へのお知らせ、事業者への各種支援策等を広く周知するため、4月28日（火）から、県内のコンビニエンスストア等、公共交通機関、公共施設にリーフレットを配架し、広く県民等に配布することとしましたので、報告します。

1 配架場所等

配布先	配架場所	部数
コンビニエンスストア等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローソン（173店舗） ・ ファミリーマート（198店舗） ・ イトーヨーカ堂（1店舗） ・ イオン（6店舗） 	4,010
駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR（7駅） ・ IGR（11駅） ・ 三陸鉄道（4駅） 	2,000
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわて花巻空港 	500
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に依頼し、公共施設等に配架 	10,500
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、各部局等に配付 	2,990
合 計		20,000

2 掲載内容

別紙のとおり。

【担当：広聴広報課総括課長 藤原（内5280）】

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言発令中



令和2年4月16日、政府において、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られることを踏まえ、全都道府県が足並みを揃えて感染拡大防止の取組を行う必要があることから、本県を含む全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、本日から5月6日まで、大型連休期間を含めて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは極力避けなければなりません。

このことは政府からの要請であるとともに全国知事会が一致団結して取り組むことになっており、岩手県からも、県民の皆さま及び県外の皆さまにお願いします。

また、現に全国各地でクラスターが多数発生している「繁華街の接待を伴う飲食店等」については、利用を強く自粛して頂きたいと思います。

県としては、県民の命と健康を守ることを最優先にしつつ、社会・経済へ負の影響を抑えるための対策をしっかりと行いますので、地域、企業、団体などオール岩手で乗り越えていきましょう。

県民の皆さまには、引き続き「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場、いわゆる「3つの密」を避けるとともに、普段以上に、手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策を、ぜひ守っていただくよう、重ねてお願いします。

令和2年4月18日
岩手県知事 達増 拓也

最新の情報は岩手県ホームページに掲載しています

新型コロナウイルス 岩手 検索



「発熱・強いだるさ・息苦しさが続く」などの症状がある方はこちらからご相談ください

■ 帰国者・接触者相談センター ●【保健所】午前9時～午後5時 平日 ●【県庁】24時間 全日(土日・祝日を含む)

相談センター設置公所	電話	所管地域
盛岡市保健所	019-603-8308	盛岡市
岩手県 県央保健所	019-629-6562	八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
岩手県 中部保健所	0198-22-4952	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町
岩手県 奥州保健所	0197-22-2831	奥州市、金ケ崎町
岩手県 一関保健所	0191-26-1415	一関市、平泉町
岩手県 大船渡保健所	0192-27-9922	大船渡市、陸前高田市、住田町
岩手県 釜石保健所	0193-25-2710	釜石市、大槌町
岩手県 宮古保健所	0193-64-2218	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
岩手県 久慈保健所	0194-53-4987	久慈市、普代村、洋野町、野田村
岩手県 二戸保健所	0195-23-9206	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
県庁 医療政策室	電話 019-651-3175 ファクス 019-626-0837	全県域 24時間(土日・祝日も実施)

県ホームページ



■ 厚生労働省新型コロナウイルス電話相談窓口(コールセンター)

● 電話 0120-565653 (フリーダイヤル) ● ファクス 03-3595-2756 ● 受付時間：午前9時～午後9時(土日・祝日も実施)

外国人県民の方の
相談窓口

■ いわて外国人県民相談・支援センター Iwate Support Center for Foreign Residents

● 電話 019-654-8900 ● 受付時間：午前9時～午後8時
● 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語、ベトナム語、スペイン語

岩手県政策企画部広聴広報課 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 TEL.019-629-5283 FAX.019-651-4865
[ホームページ] <https://www.pref.iwate.jp>

県民の皆さまへのお知らせ

納税が困難な方に対する 県税の徴収猶予制度

新型コロナウイルス感染症に納税者(家族含む)が罹患した場合など、納税が困難な方については徴収猶予制度がありますので、お近くの広域振興局(県税部・県税センター・県税室)へご相談ください。



県民の皆さまへお願い

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、感染拡大防止の効果が最大限発揮されるよう、他地域との不要不急の往来を控えていただくようお願いします。加えて、繁華街の接客を伴う飲食店などへの外出を控えるよう、強くお願いします。



悪質商法にご注意を

今後、感染の不安につけ込み、新たな手口で悪質な勧誘などが行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、消費者ホットライン「188(いやや)」へお問い合わせください。



中小企業者等の皆さまへの支援

岩手県新型コロナウイルス 感染症対策資金

対象：県内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高または販売数量が減少している方

資金用途：設備資金、運転資金
融資限度額：8千万円以内

※日本政策金融公庫でも、中小企業者などを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っています。詳しくは支店窓口にお問い合わせください。

- 盛岡/国民生活事業：019-623-4376、中小企業事業：019-623-6125
- 一関/国民生活事業：0191-23-4157 ●八戸/国民生活事業：0178-22-6274

※日本政策金融公庫のほか、以下の団体などでも「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、中小企業者等の皆さまの相談を受け付けています。

商工組合中央金庫盛岡支店、岩手県信用保証協会、各商工会議所、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構東北本部企業支援部企業支援課、東北経済産業局産業部中小企業課、全国商店街振興組合連合会など

[問い合わせ先] 県庁経営支援課 019-629-5542

中小企業者等向け 金融相談窓口

開設時間：午前8時30分～午後5時15分(月曜～金曜) ※祝日を除く

相談内容：資金繰り、県融資制度の紹介など
窓口：県庁経営支援課、各広域振興局
経営企画部産業振興室など

特別労働相談窓口

開設時間：午前8時30分～午後5時15分(月曜から金曜) ※祝日を除く

相談内容：解雇、休業、
雇用調整助成金など

[問い合わせ先]

岩手労働局 0120-980-783



農林漁業者の皆さまへの支援

融資による特例の 支援を行います

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した農林漁業者を対象に、融資の特例措置が取られていますので、ご相談ください。

主な 対象資金

- 農林漁業セーフティネット資金等(日本政策金融公庫)
- 農業近代化資金(JAバンクなど)
- 漁業近代化資金(岩手県信用漁業協同組合連合会)
- 漁業経営維持安定資金(岩手県信用漁業協同組合連合会)
- 貸付利率の5年間実質無利子化(ただし、漁業近代化資金、県内一部市町村を除いた農業近代化資金については従前より実質無利子です。)
- 実質無担保化(日本政策金融公庫)
- 保証料の5年間免除、実質無担保などでの債務保証引受(岩手県信用漁業協同組合連合会、JAバンクなど)

特例措置の 内容

[問い合わせ先] ■県/県庁団体指導課 019-629-5699

■融資機関/日本政策金融公庫盛岡支店 019-653-9055 ■県信連、県内JA、信漁連、銀行など

農林水産業相談窓口

【設置場所】県庁、各広域振興局など 33カ所

- 県庁 農林水産部農林水産企画室
- 広域振興局農政部・林務部・水産部、農林振興センター(林務室、岩泉林務出張所を含む)、水産振興センター、農業改良普及センター(サブセンターを含む)

※詳しくは県ホームページをご覧ください

1028907 県サイト内ページ番号検索

[問い合わせ先]

各広域振興局または県庁農林水産企画室
019-629-5621

県と市町村との連携強化について

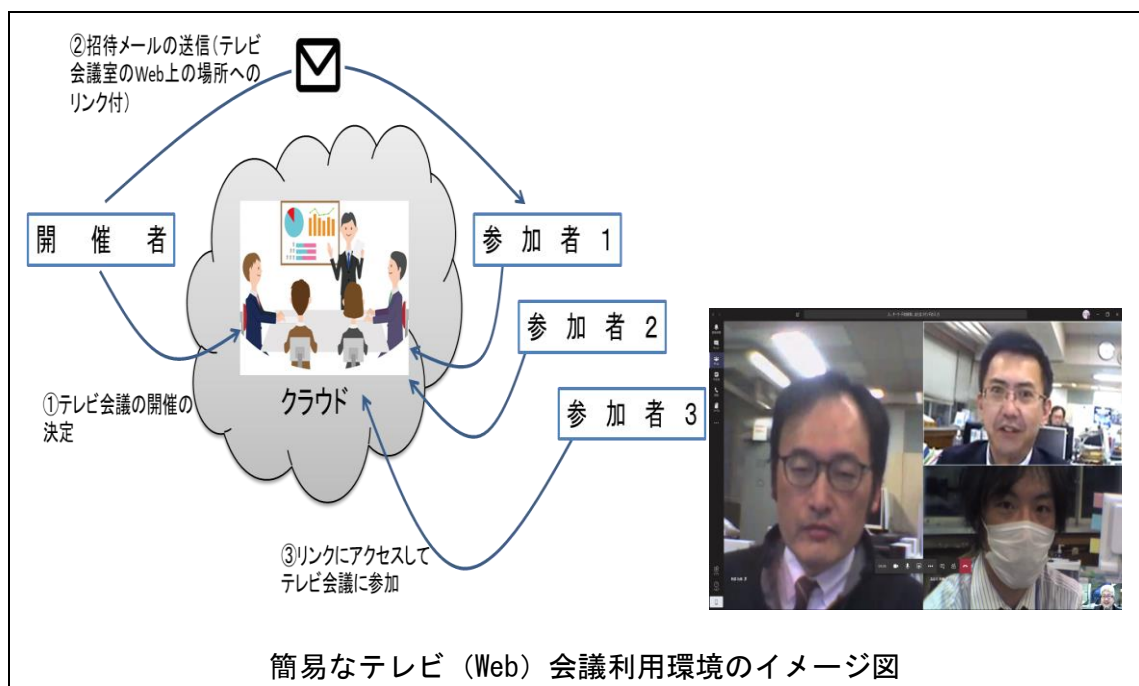
1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に「オールいわて」で取り組むため、県と市町村との連携強化を進めているところであるが、「3密」を避けての合同会議の開催など、県と市町村等との情報共有、連携体制をさらに強化するため、テレビ（Web）会議システムを導入するもの。

2 現状・対応

県庁内においてはテレビ会議が可能となっているが、県と市町村の間では、ICT環境が様々な状況にあり、これまでテレビ会議を開催できる環境にはなかったところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を踏まえ、「3密」を避けての情報共有や意見交換などを臨機に行うため、県と市町村との間で、一定のセキュリティを維持しながら簡易な方法で活用できるテレビ（Web）会議の利用環境を整備するもの。



新型コロナウイルスに係る消費生活相談の状況について

【要旨】

新型コロナウイルスに係る消費生活相談は、これまで101件あり、うち不審な電話等に関するものは3件ありました。

県民生活センターでは、県民からの相談に応じるとともに、ホームページ等で注意喚起を行っています。

1 相談件数

令和2年1月1日から4月20日までの県内の相談件数は101件となっています。

(参考：全国18,099件)

2 相談内容

項目	件数
(1) マスク等の不足に関するもの	34
(2) 旅行、コンサート等のキャンセルに関するもの	28
(3) 不審な電話等に関するもの	3
(4) その他（生活上の不安等）	36

3 不審な電話等の事例及び対応

事例	対応
<p>(1) 送りつけ商法の疑い</p> <p>高齢者に「マスクが当たった」というダイレクトメールが届いたが、受け取っていないのか。</p>	<p>申込をしていないのに商品が届いたときは、受取拒否の連絡を郵便局（宅配業者）に行う必要があります。</p>
<p>(2) アポ電の疑い</p> <p>次のような電話がかかってきたが、どう対応したらいいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知らない電話番号から電話がかかってきた。 公的機関を名乗り、新型コロナウイルスで困っていることはないか、自宅を訪問したい、という電話があった。 	<p>銀行の口座情報など個人情報の入手や家族構成・資産状況を聞き出す「アポイント電話」（いわゆる「アポ電」）の可能性が考えられます。</p> <p>あやしいと感じたらすぐに電話を切り、一人で悩まず家族など周りの方に相談することが必要です。</p>

4 相談対応及び注意喚起

県民生活センターでは、県民からの相談に対応するとともに、不審電話など新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などについて、ホームページやフェイスブック、ツイッターにより注意喚起を行っています。

◆ 相談窓口

- (1) 専用の相談電話：消費者ホットライン「188（いやや）」
(各市町村の相談窓口又は県民生活センターにつながります。)
- (2) 県民生活センター相談専用電話：019-624-2209（祝日、年末年始を除く）
*来所相談は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当面の間、お控えいただいています。

○ ホームページ：

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/shouhiseikatsu/1029262/index.html>

○ フェイスブック及びツイッター：「県民生活センター」で検索

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の臨時休業等について

【要旨】

児童・生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、情報共有に努めながら、以下のとおり対応することとする。

- 1 感染者が確認された場合は、国のガイドラインを踏まえ、生徒の生活圏を踏まえた部分的な臨時休業措置を講じる。
- 2 大型連休期間中における人の移動を最小化する必要があることから、4月29日（水）から5月6日（水）までの期間、県立学校の一斉臨時休業措置を講じる。

1 臨時休業措置の基本的な考え方について

(1) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員の場合

- ・ 感染した児童生徒等の出席停止又は教職員の就業禁止
 - ・ 感染者が確認された学校を2週間程度の臨時休業
 - ・ 当該学校が所在する市町村の他の県立学校についても、2週間程度の臨時休業
- ・ 当該学校が所在する市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏（通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等）にある学校の臨時休業の要否を判断

(2) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員以外の場合

- ・ 感染者が確認された市町村を管轄する保健所長及当該市町村教育委員会と協議、当該市町村に所在する県立学校の臨時休業の要否を判断
- ・ 当該市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏にある学校の臨時休業の要否を判断

2 大型連休期間中における一斉臨時休業の措置について

(1) 大型連休期間中における一斉臨時休業の措置について

- ・ 大型連休期間中における人の移動を最小化する趣旨から、4月29日（水）から5月6日（水）までの期間、県立学校の一斉臨時休業措置を講じる。

(2) 休業期間中の留意事項について

- ・ 家庭学習を適切に課し、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- ・ 一斉配信メール等を活用するなど、児童生徒及び保護者への連絡体制を確立し、児童生徒の健康状況等の情報収集に努める。
- ・ **部活動については、禁止とする。**ただし、散歩やジョギング等の適度な運動をとることは構わない。

(3) 教職員の在宅勤務について

- ・ 休業期間中は、原則、**全教職員を在宅勤務とする。**
- ・ 家庭との連絡や緊急時の対応等のため、**必要最小限の教職員は出勤する。**
- ・ 事務職員については、やむを得ない場合には、出勤も可とする。

(4) 休業後の学校再開について

- ・ 原則として、**5月7日(木)以降**については、学校における**教育活動を再開**する。
- ・ 再開後は、3月25日付け教育長通知「令和2年度における教育活動の再開等について」に留意し、「**3つの密**」を避ける等の**感染症対策を徹底**や、**児童生徒の心のサポート等**に引き続き取り組む。
また、時差登校・下校等による感染リスクの軽減も検討する。
- ・ **部活動**についても、同3月25日付け通知に基づき、平日は2時間以内、休日は3時間以内とするなど、**活動時間の制限や体調管理等**に引き続き配慮する。

(5) その他

詳細については、上記内容を整理した上で、**県立学校及び市町村教育委員会**に対し、**通知する予定。**

県立社会教育施設の休館等について

【要旨】

今般の国の緊急事態宣言等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月25日（土）から5月6日（水）までの期間、県立社会教育施設を休館等することとしました。

1 休館する施設

- (1) 博物館及び美術館（指定管理者：（公財）岩手県文化振興事業団）
- (2) 県南青少年の家、陸中海岸青少年の家及び県北青少年の家（指定管理者：（公財）スポーツ振興事業団）

2 利用制限を設けて開館する施設

- (1) 施設名
図書館（指定管理者：（株）図書館流通センター（通称TRC））
- (2) 利用制限の内容
カウンターでの図書の貸出、返却のみとする。

※ 利用者のニーズ等を考慮し、閉館とはしないもの。